

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区医療法施行細則の一部を改正する規則(11)	3
江東区営住宅施行規則の一部を改正する規則(12)	8
江東区高齢者住宅施行規則の一部を改正する規則(13)	12
江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則(14)	14
江東区男女参画推進センター条例施行規則の一部を改正する規則(15)	16
江東区公印規則の一部を改正する規則(16)	16
江東区江東きッズクラブ条例施行規則の一部を改正する規則(17)	17
江東区福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則(18)	18
江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(19)	24
江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則(20)	25
江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(21)	33
江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則(22)	33
江東区組織規則の一部を改正する規則(23)	36
江東区長の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則(24)	38
江東区会計事務規則の一部を改正する規則(25)	38
江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(26)	38
江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(27)	38
江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(28)	40
江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(29)	41

江東区職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則(30)	41
江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(31)	41
江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(32)	41
江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(33)	42
江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則(34)	42
江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(35)	94
江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(36)	97
江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正する規則(37)	125
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(38)	128
江東区庁舎防火防災対策規則の一部を改正する規則(39)	131

◎規 則（教）

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(1)	132
江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(2)	132
江東区教育委員会事務局処務規則及び江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(3)	133

◎訓 令

江東区福祉会館処務規程の廃止について(4)	135
江東区福祉事務所処務規程の一部改正(5)	135
支出負担行為手続規程の一部改正(6)	135
江東区職員服務規程の一部改正(7)	135
江東区男女共同参画推進センター処務規程等の一部を改正する規程(8)	139
江東区保健所処務規程の一部改正(9)	140
江東区金銭出納員、現金取扱員、給与取扱者、分任給与取扱者、物品出納員及び検査員の任命又は指定についての一部改正(10)	141
江東区職員の旅費支給規程の一部改正(11)	142

◎訓 令 (教)

江東区教育センター処務規程及び江東区立 図書館処務規程の一部を改正する規程(1)…	158
江東区立学校事案決定規程の一部改正 (2)	158
江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の 一部改正(3)	158

◎訓 令 (監)

江東区監査事務局処務規程の一部改正 (1)	174
--------------------------------	-----

◎訓 令 (議)

江東区議会の個人情報の保護に関する条例 施行規程の一部改正(1)	175
江東区議会事務局処務規程の一部改正 (2)	175

規	則
---	---

江東区医療法施行細則の一部を改正する規則を
公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 1 号

江東区医療法施行細則の一部を改正する規則

江東区医療法施行細則（平成 9 年 3 月江東区規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 5 号様式を次のように改める。

別記第 2 5 号様式 (第 1 5 条関係)

年 月 日

殿

管理者住所
氏 名

診療用エックス線装置備付届

下記のとおり診療用エックス線装置を備え付けたので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 4 条の 2 の規定により届け出ます。

記

診療所の 名称及び 所在地	名 称				
	所 在 地		電話番号 () ファクシミリ番号 ()		
診療用エ ックス線 装置に関 する事項	製 作 者 名				
	型 式				
	定格出力	長時間	k V	m A	
		短時間	k V	m A	S e c
			k V	m A	S e c
			k V	m A	S e c
		蓄放式	k V	m A	S e c
エックス線管の数					
主 な 用 途		管球(1)		管球(2)	
エックス 線診療に 従事する 医師、歯 科医師、 診療放射 線技師又 は診療エ ックス線 技師の氏 名及び経 歴	氏 名	職 種	エックス線診療に関する経歴		
			免許登録番号	免許登録年月日	
		医師・診療エックス線技師 ----- 歯科医師・診療放射線技師			
		医師・診療エックス線技師 ----- 歯科医師・診療放射線技師			
		医師・診療エックス線技師 ----- 歯科医師・診療放射線技師			
備 付 年 月 日		年 月 日			

診療用エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	エックス線管の容器及び照射筒利用線錐外のエックス線量	治療用(50kV以下)	1.0mGy/時(接触可能表面から5cm)	以下・越える	以下・越える
		治療用(50kVを超える)	300mGy/時(接触可能表面から5cm)、10mGy/時(焦点から1m)		
		口内法撮影用(125kV以下)	手持ち撮影を意図しない場合 0.25mGy/時(焦点から1m)		
			手持ち撮影を意図する場合 0.05mGy/時(装置表面)		
		コンデンサ式エックス線高電圧装置	20μGy/時(充電時、照射時以外、表面から5cm)		
		上記以外のエックス線装置	1.0mGy/時(焦点から1m)		
	総 濾 過	口内法撮影用(70kV以下)	アルミニウム当量1.5mm以上	有・無	有・無
		乳房撮影用(50kV以下)	アルミニウム当量0.5mm又はモリブデン当量0.03mm以上		
		上記以外のエックス線装置	アルミニウム当量2.5mm以上		
	受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置(CTエックス線装置を除く)			有・無	有・無
	透 視 用 装 置	患者への入射線量率	50mGy/分	以下・越える	以下・越える
			125mGy/分(高線量率透視制御装置)		
		透視時間の積算型警報付きタイマー		有・無	有・無
		焦点皮膚間距離保持装置又はインターロック	焦点皮膚間距離30cm以上	有・無	有・無
			手術中、焦点皮膚間距離20cm以上		
		受像面を通過した線量率	150μGy/時(接触可能表面から10cm)	以下・越える	以下・越える
		最大受像面を3cmを超える部分を通じた線量率	150μGy/時(接触可能表面から10cm)	以下・越える	以下・越える
		利用線錐以外のエックス線を有効に遮蔽するための被写体周囲の適切な手段を講じること			有・無
	撮 影 用 装 置	口内撮影用	15cm以上(70kV以下)	有・無	有・無
			20cm以上(70kVを超える)		
		歯科用パノラマ装置 CTエックス線装置	15cm以上		
		携帯型エックス線装置 乳房撮影用エックス線装置(拡大撮影)	20cm以上		
		上記以外のエックス線装置(骨塩定量分析エックス線装置を除く)	45cm以上		
	胸 部 集 検 用 間 接 撮 影 装 置	利用線錐の角錐型		有・無	有・無
		接触可能表面から10cmにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる受像器の一次遮蔽体			
		10cmにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮蔽物		有・無	有・無
	移動型・携 帯 型 装 置 等	エックス線管焦点及び患者から2m以上離れて操作できる構造			有・無
		装置の保管場所			
	治 療 用 装 置	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック			有・無
	口内法撮 影 用 装 置	照射筒の端における照射野の直径が6cm以下の構造			有・無
		手持ち撮影を意図する装置の場合は、公称管電圧70kVで0.25mm鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造			有・無

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使 用 の 場 所		エックス線診療室・その他 ()	
	遮蔽物を設ける場所		遮蔽物	
			構 造 及 び 材 料	厚 さ
	診 療 室 の 防 護 物 の 概 要	天 井		鉄筋コンクリート ・その他 () mm mm P b
		床		鉄筋コンクリート ・その他 () mm mm P b
		周 囲 の 画 壁 等	(東)	鉄筋コンクリート・鉛合板 ・その他 () mm mm P b
			(西)	鉄筋コンクリート・鉛合板 ・その他 () mm mm P b
			(南)	鉄筋コンクリート・鉛合板 ・その他 () mm mm P b
			(北)	鉄筋コンクリート・鉛合板 ・その他 () mm mm P b
			監 視 用 窓	含鉛ガラス ・その他 () mm P b
		出 入 り 口 の 扉		含鉛扉 ・その他 () mm P b
		その他の開口部		
		操 作 室		有・無 ()
		診 療 室 の 標 識		有 ・ 無

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		患 者 用	有 ・ 無
			従 事 者 用	有 ・ 無
	使 用 中 の 表 示		有 ・ 無	
	画壁等外側の実効線量が 1 ミリシーベルト／週以下となる措置		有 ・ 無	
	管 理 区 域	管 理 区 域 を 設 け る 場 所	別添図面のとおり	
		境界における実効線量が 1.3 ミリシーベルト／3 月以下となる措置	有 ・ 無	
		立 入 制 限 措 置	有 ・ 無	
		標 識	有 ・ 無	
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が 250 マイクロシーベルト／3 月以下となる措置	有 ・ 無	
		入院患者(診療により被曝する放射線を除く)の実効線量が 1.3 ミリシーベルト／3 月以下となる措置	有 ・ 無	
	その他	取扱者の被曝測定器具		
		防護用具(防護前掛等)	有 ・ 無	

注意事項

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)並びに防護物の材料及び厚さを記入した 50 分の 1 の縮図とすること。ただし、歯科用診療室は、50 分の 1 又は 25 分の 1 の見易い縮図とすること。
- 3 管理区域の標識、使用中ランプ等の位置を診療室図中に記入すること。
- 4 漏えい放射線測定結果報告書(写)を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区医療法施行細則の別記第 25 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 12 号

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区営住宅条例施行規則（平成 10 年 2 月江東区規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 13 条関係)

名称			専用面積	利便性係数
扇橋一丁目アパート	浴槽Ⅰ		61.53㎡	0.9353
	浴槽Ⅱ		61.53㎡	0.9495
塩浜住宅	—		—	—
猿江住宅	Aタイプ	浴槽Ⅱ	35.05㎡	0.9659
	Bタイプ	浴槽Ⅱ	41.89㎡	0.9659
	Cタイプ	浴槽Ⅱ	43.67㎡	0.9659
	Dタイプ	浴槽Ⅱ	47.02㎡	0.9659
	Eタイプ	浴槽Ⅱ	59.85㎡	0.9659
北砂二丁目アパート	浴槽なし		51.22㎡	0.8766
	浴槽Ⅰ		51.22㎡	0.9089
	浴槽Ⅱ		51.22㎡	0.9227
大島住宅	Aタイプ	浴槽Ⅱ	35.05㎡	0.9464
	Bタイプ	浴槽Ⅱ	41.89㎡	0.9464
	Cタイプ	浴槽Ⅱ	47.02㎡	0.9464
	Dタイプ	浴槽Ⅱ	59.85㎡	0.9464
東砂八丁目住宅	浴槽なし		51.04㎡	0.8736
	浴槽Ⅰ		51.04㎡	0.9058
	浴槽Ⅱ		51.04㎡	0.9196
森下二丁目住宅	Aタイプ	浴槽Ⅰ	47.41㎡	0.9358
		浴槽Ⅱ	47.41㎡	0.9500
	Bタイプ	浴槽Ⅰ	56.74㎡	0.9358
		浴槽Ⅱ	56.74㎡	0.9500
	Cタイプ	浴槽Ⅰ	48.05㎡	0.9358
		浴槽Ⅱ	48.05㎡	0.9500
塩浜一丁目住宅	1 2 号棟	浴槽Ⅰ	48.07㎡	0.9568
		浴槽Ⅱ	48.07㎡	0.9714
	1 4 号棟	Aタイプ	浴槽Ⅰ	61.53㎡
			浴槽Ⅱ	61.53㎡
		Bタイプ	浴槽Ⅱ	74.89㎡
北砂七丁目住宅	1 号棟	浴槽Ⅱ	63.11㎡	0.9083
	2 号棟	浴槽Ⅱ	57.39㎡	0.9083
	3 号棟	浴槽Ⅱ	53.91㎡	0.9083
	4 号棟	浴槽Ⅱ	63.11㎡	0.9083
東陽一丁目住宅	浴槽Ⅱ		61.50㎡	0.9661
東陽一丁目第二住宅	浴槽Ⅰ		62.20㎡	0.9453
	浴槽Ⅱ		62.20㎡	0.9597

備考

1 この表において浴槽Ⅰとは８００型の形式の浴槽をいい、浴槽Ⅱとは８００型以外の形式の浴槽をいう。

2 塩浜住宅は、建替事業中である。

別表第 2 (第 13 条関係)

収入区分等 名称及び種別		104,000 円以下の 場合	104,000 円を超え 123,000 円以下の 場合	123,000 円を超え 139,000 円以下の 場合	139,000 円を超え 158,000 円以下の 場合	158,000 円を超え 186,000 円以下の 場合	186,000 円を超え 214,000 円以下の 場合	214,000 円を超え 259,000 円以下の 場合	259,000 円を超え る場合	近傍同種 の住宅の 家賃	
扇橋 一丁目ア パート	浴槽Ⅰ	34,700 円	40,000 円	45,700 円	51,600 円	59,000 円	68,000 円	79,600 円	91,800 円	111,500 円	
	浴槽Ⅱ	35,200 円	40,600 円	46,400 円	52,400 円	59,900 円	69,100 円	80,900 円	93,200 円	111,500 円	
塩浜 住宅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
猿江 住宅	A タイプ	浴 槽 Ⅱ	22,300 円	25,700 円	29,400 円	33,200 円	37,900 円	43,800 円	51,300 円	59,100 円	98,800 円
	B タイプ	浴 槽 Ⅱ	26,600 円	30,700 円	35,200 円	39,700 円	45,300 円	52,300 円	61,200 円	70,600 円	118,100 円
	C タイプ	浴 槽 Ⅱ	27,800 円	32,100 円	36,700 円	41,400 円	47,300 円	54,600 円	63,900 円	73,600 円	123,300 円
	D タイプ	浴 槽 Ⅱ	29,900 円	34,600 円	39,500 円	44,600 円	51,000 円	58,800 円	68,800 円	79,400 円	132,600 円
	E タイプ	浴 槽 Ⅱ	38,100 円	44,000 円	50,300 円	56,800 円	64,900 円	74,900 円	87,600 円	101,000 円	168,700 円
北砂 二丁目ア パート	浴槽なし		26,100 円	30,100 円	34,500 円	38,900 円	44,400 円	51,300 円	60,000 円	64,500 円	64,500 円
	浴槽Ⅰ		27,100 円	31,300 円	35,700 円	40,300 円	46,100 円	53,200 円	62,200 円	64,500 円	64,500 円
	浴槽Ⅱ		27,500 円	31,700 円	36,300 円	40,900 円	46,800 円	54,000 円	63,200 円	64,500 円	64,500 円
大島 住宅	A タイプ	浴 槽 Ⅱ	21,800 円	25,200 円	28,800 円	32,500 円	37,200 円	42,900 円	50,200 円	57,900 円	95,300 円

	B タ イ プ	浴 槽 Ⅱ	26,100 円	30,100 円	34,400 円	38,900 円	44,400 円	51,200 円	60,000 円	69,200 円	113,900 円
	C タ イ プ	浴 槽 Ⅱ	29,300 円	33,900 円	38,700 円	43,700 円	49,900 円	57,600 円	67,500 円	77,800 円	127,900 円
	D タ イ プ	浴 槽 Ⅱ	37,400 円	43,100 円	49,300 円	55,600 円	63,600 円	73,300 円	85,800 円	99,000 円	162,700 円
東砂 八丁 目住 宅	浴槽なし		25,900 円	29,900 円	34,200 円	38,600 円	44,100 円	50,900 円	59,600 円	68,700 円	78,900 円
	浴槽Ⅰ		26,900 円	31,000 円	35,500 円	40,000 円	45,700 円	52,800 円	61,800 円	71,300 円	78,900 円
	浴槽Ⅱ		27,300 円	31,500 円	36,000 円	40,600 円	46,400 円	53,600 円	62,700 円	72,400 円	78,900 円
森下 二丁 目住 宅	A タ イ プ	浴 槽 Ⅰ	27,000 円	31,100 円	35,600 円	40,200 円	45,900 円	53,000 円	62,000 円	71,500 円	91,200 円
		浴 槽 Ⅱ	27,400 円	31,600 円	36,100 円	40,800 円	46,600 円	53,800 円	62,900 円	72,600 円	91,200 円
	B タ イ プ	浴 槽 Ⅱ	32,800 円	37,800 円	43,300 円	48,800 円	55,700 円	64,300 円	75,300 円	86,800 円	109,300 円
	C タ イ プ	浴 槽 Ⅱ	28,300 円	32,600 円	37,300 円	42,100 円	48,100 円	55,500 円	65,000 円	74,900 円	98,500 円
塩浜 一丁 目住 宅	1 2 号 棟	浴 槽 Ⅰ	28,100 円	32,400 円	37,000 円	41,800 円	47,700 円	55,100 円	64,500 円	74,400 円	106,100 円
		浴 槽 Ⅱ	28,500 円	32,900 円	37,600 円	42,400 円	48,500 円	55,900 円	65,500 円	75,500 円	106,100 円
	1 4 号 棟	浴槽Ⅰ	36,000 円	41,500 円	47,500 円	53,600 円	61,200 円	70,600 円	82,700 円	95,300 円	133,800 円
		浴槽Ⅱ	36,500 円	42,100 円	48,200 円	54,400 円	62,100 円	71,700 円	83,900 円	96,800 円	133,800 円
	B タ イ プ	浴槽Ⅱ	44,400 円	51,300 円	58,600 円	66,100 円	75,600 円	87,200 円	102,100 円	117,700 円	162,800 円

北砂七丁目住宅	1号棟	浴槽Ⅱ	35,700円	41,200円	47,100円	53,200円	60,700円	70,100円	82,000円	94,600円	115,700円
	2号棟	浴槽Ⅱ	32,400円	37,400円	42,800円	48,300円	55,100円	63,600円	74,500円	85,900円	105,100円
	3号棟	浴槽Ⅱ	30,600円	35,400円	40,400円	45,600円	52,100円	60,100円	70,400円	81,200円	101,100円
	4号棟	浴槽Ⅱ	35,700円	41,200円	47,100円	53,200円	60,700円	70,100円	82,000円	94,600円	115,700円
東陽一丁目住宅	浴槽Ⅱ		37,200円	42,900円	49,100円	55,400円	63,300円	73,000円	85,400円	98,500円	143,300円
東陽一丁目第二住宅	浴槽Ⅰ		36,100円	41,700円	47,700円	53,800円	61,400円	70,900円	83,000円	95,700円	128,100円
	浴槽Ⅱ		36,700円	42,300円	48,400円	54,600円	62,400円	72,000円	84,300円	97,200円	128,100円

備考

- この表において浴槽Ⅰとは８００型の形式の浴槽をいい、浴槽Ⅱとは８００型以外の形式の浴槽をいう。
- 塩浜住宅は、建替事業中である。別表第３塩浜住宅駐車場の項を次のように改める。

塩浜住宅駐車場	-
---------	---

別表第３に備考として次のように加える。
備考 塩浜住宅駐車場は、建替事業中である。
別記第１４号様式中「印」を削る。
第２４号様式中

「氏名印」

を

「氏名」

に改め、同様式を別記第２４号様式とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区営住宅条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 3 号

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区高齢者住宅条例施行規則（平成 1 0 年 2 月江東区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ピアすみよしの項中「1. 0 0 1 2」を「1. 0 0 0 6」に改め、同表ピアこうとうの項中「0. 9 7 2 7」を「0. 9 7 0 7」に改め、同表ピアおおじまの項中「0. 9 4 1 4」を「0. 9 4 2 7」に改め、同表猿江住宅の項中「0. 9 6 6 6」を「0. 9 6 5 9」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 1 3 条関係)

収入区分等 名称及び種別			104,000 円以下の 場合	104,000 円を超え 123,000 円以下の 場合	123,000 円を超え 139,000 円以下の 場合	139,000 円を超え 158,000 円以下の 場合	158,000 円を超え 186,000 円以下の 場合	186,000 円を超え 214,000 円以下の 場合	214,000 円を超え 259,000 円以下の 場合	259,000 円を超え る場合	近傍同種 の住宅の 家賃
ピアすみよし	A タイプ	浴槽Ⅱ	18,800 円	21,700 円	24,900 円	28,000 円	32,100 円	37,000 円	43,300 円	49,900 円	82,900 円
	B タイプ		19,300 円	22,300 円	25,500 円	28,700 円	32,800 円	37,900 円	44,300 円	51,100 円	84,800 円
ピアこうとう	A タイプ	浴槽Ⅱ	17,800 円	20,500 円	23,500 円	26,500 円	30,300 円	34,900 円	40,900 円	47,100 円	68,700 円
	B タイプ		17,400 円	20,100 円	23,000 円	25,900 円	29,600 円	34,200 円	40,000 円	46,200 円	67,300 円
	C タイプ		16,800 円	19,500 円	22,200 円	25,100 円	28,700 円	33,100 円	38,800 円	44,700 円	65,100 円
	D タイプ		16,800 円	19,500 円	22,200 円	25,100 円	28,700 円	33,100 円	38,800 円	44,700 円	65,100 円
	E タイプ		30,600 円	35,300 円	40,400 円	45,600 円	52,100 円	60,100 円	70,300 円	81,100 円	119,300 円
	F タイプ		28,700 円	33,100 円	37,900 円	42,700 円	48,800 円	56,300 円	65,900 円	76,100 円	110,900 円
ピアおおじま	A タイプ	浴槽Ⅱ	23,700 円	27,400 円	31,300 円	35,300 円	40,400 円	46,600 円	54,500 円	62,900 円	99,100 円
	B タイプ		30,400 円	35,000 円	40,100 円	45,200 円	51,600 円	59,600 円	69,800 円	80,500 円	126,600 円
	C タイプ		32,100 円	37,000 円	42,300 円	47,700 円	54,500 円	62,900 円	73,700 円	85,000 円	137,100 円
	D タイプ		32,100 円	37,000 円	42,300 円	47,700 円	54,500 円	62,900 円	73,700 円	85,000 円	137,700 円
猿江住宅	A タイプ	浴槽Ⅱ	19,000 円	22,000 円	25,100 円	28,400 円	32,400 円	37,400 円	43,800 円	50,500 円	87,300円
	B タイプ		19,000 円	21,900 円	25,100 円	28,300 円	32,300 円	37,300 円	43,600 円	50,300 円	87,100円
	C タイプ		27,800 円	32,100 円	36,700 円	41,400 円	47,300 円	54,600 円	63,900 円	73,600 円	127,500 円

備考 この表において浴槽Ⅱとは、800型以外の形式の浴槽をいう。

別記第 1 4 号様式中「印」を削る。

第 2 4 号様式中

「

氏 名	印
-----	---

」

を

「

氏 名	
-----	--

」

に改め、同様式を別記第 2 4 号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区高齢者住宅条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 4 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（昭和 6 0 年 1 1 月江東区規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 1 項第 2 号中「、物品加工修理場」を削る。

別表江東区立東陽町駅第三自転車駐車場の項及び江東区立新砂あゆみ公園内自転車駐車場の項中

「

自転車
原動機付自転車

」

を

「

自転車
原動機付自転車
自動二輪車（総排気量が 1 2 5 c c 以下のものに限る。）

」

に改める。

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 8 条関係)

保管自転車・原動機付自転車・自動二輪車
引取通知書

年 月 日

保管場所		引取期限	
整理番号			
撤去場所		移送年月日	
(保管場所案内)			

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例に基づき、あなたの自転車、原動機付自転車又は自動二輪車（以下「自転車等」という。）を撤去し保管しています。引取期限までに引き取るようお願いいたします。

なお、引取期限を過ぎても引取りがない場合は、同条例に基づき処分いたします。

【引取時間】

平 日 10時から19時まで
土・日・祝日 12時から19時まで
※12月29日から1月3日までを除く。

【撤去手数料】

自 転 車 1台 4,000円
原動機付自転車 1台 5,000円
自 動 二 輪 車 1台 5,000円

【引取時に必要なもの】

①引取通知書（このハガキ）②自転車等の鍵③身分を証明するもの（マイナンバーカード等）④撤去手数料

【注意事項】

※盗難等のため、警察に被害届を出されている自転車等を引き取った場合は、速やかに被害届の取下げをしてください。

※撤去日以降（撤去日を含む。）に被害届を出された場合は、撤去手数料の免除の対象とはなりません。

※撤去し、保管している自転車等がパンク、破損等している場合がありますので、引取りの際はご注意ください。

※この通知が届く前に自転車等を引き取っている場合は、行き違いですのでご了承ください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

江東区男女共同参画推進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 5 号

江東区男女共同参画推進センター条例施行規則の一部を改正する規則

江東区男女共同参画推進センター条例施行規則（平成 3 年 3 月江東区規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 7 の項中「アップライトピアノ」を「電子ピアノ」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 6 号

江東区公印規則の一部を改正する規則

江東区公印規則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

4	同	方 1 0 ミ リ メ ー ト ル	国民健康保険被保険者証	同
5	同	方 6 ミ リ メ ー ト ル	検印（国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認	区民課長 障害者支援課長 医療保険課長 出張所長

			定証、障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証	
--	--	--	-------------------------------------	--

を「

4	同	同	国民健康保険資格確認書	同
5	同	方 6 ミ リ メ ー ト ル	検印（国民健康保険資格確認書、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証）	区民課長 障害者支援課長 医療保険課長 出張所長

に、「

	67	てん書	方21ミリメートル	生活保護法、児童福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき作成する文書及び証明	保護第二課長
男女共同参画	67の2	同	同	一般文書	男女共同参画推進センター

推進センター所長印					所長
を「	67	てん書	方21ミリメートル	生活保護法、児童福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき作成する文書及び証明	保護第二課長
こども家庭センター長印	67の2	同	同	一般文書	養育支援課長
男女共同参画推進センター所長印	67の3	同	同	同	男女共同参画推進センター所長

に改める。

別表第2中			67の2		
「 67			67の2		
専 用	福 社 事 務 所 長 印	東 京 都 江 東 区	保 護 第 二 課	福 祉 事 務 所	推 進 セ ン タ ー 所 長
					男 女 共 同 参 画
					江 東 区
を「 67			67の2		
専 用	福 社 事 務 所 長 印	東 京 都 江 東 区	保 護 第 二 課	福 祉 事 務 所	セ ン タ ー 所 長
					こ ど も 家 庭
					江 東 区
67の3					
推 進 セ ン タ ー 所 長	男 女 共 同 参 画	江 東 区			

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。
ただし、別表第1専用区印の部4の項及び5の項
の改正規定は、公布の日から施行する。

江東区江東きっずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第17号

江東区江東きっずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則

江東区江東きつずクラブ条例施行規則（平成22年4月江東区規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「勤務（内定）証明書」を「就労証明書」に、「就労状況等報告書」を「保護者状況等報告書」に改める。

第10条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 利用日数を制限する世帯の場合 児童の 1 週あたりの利用可能日数を 5 で除して得た数に利用料を乗じて得た額に減額

第 10 条第 2 項中「場合」の次に「(前項第 4 号の規定に該当する場合を除く。)」を加え、同条第 3 項中「場合」の次に「又は第 1 項第 4 号の規定に該当する場合」を加える。

別表第 1 江東きつずクラブ明治の項中「57 名」を「76 名」に改め、同表江東きつずクラブ有明の項中「94 名」を「123 名」に改め、同表江東きつずクラブ二大の項中「63 名」を「103 名」に改める。

別記第 13 号様式中「の申請」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 18 号

江東区福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

江東区福祉会館条例施行規則（昭和 44 年 4 月江東区規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

(利用者登録)

第 3 条 福祉会館を個人で利用しようとする者は、江東区福祉会館利用登録申請書（別記第 1 号様式）を条例第 8 条の規定により指定を受けたものの（以下「指定管理者」という。）に提出し、利用者登録を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により申請をした者が条例第 7 条第 1 項に規定する利用者に該当する者と認めるときは、江東区福祉会館入館票（別記第 2 号様式。以下「入館票」という。）を交付する。

3 前項の規定により入館票の交付を受けた者は、福祉会館を利用するときは、利用当日に、入館票を指定管理者に提示するものとする。

(貸切利用の申請)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項の規定により条例別表に掲げる施設を貸切利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、江東区福祉会館貸切利用申請書兼利用料金減額・免除申請書（別記第 3 号様式）により、利用期日の 1 月前から 3 日前（当該日が休館日に当たるときは、その日前

における直近の休館日でない日）までに指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

第 5 条の見出し中「利用」を「貸切利用」に改め、同条第 1 項中「利用」を「貸切利用」に、「抽選」を「抽せん」に改め、同条第 2 項中「区長」を「指定管理者」に改め、「前項の」の次に「規定により貸切利用の」を加え、「第 10 条」を「第 11 条」に、「使用料を」を「利用料金を」に、「福祉会館団体利用承認書兼使用料領収書」を「江東区福祉会館貸切利用承認書兼利用料金領収書」に改める。

第 6 条を次のように改める。

(利用料金の減免)

第 6 条 条例第 12 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、利用料金から減額又は免除する額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第 7 条第 1 項に規定する者が貸切利用する場合 全額

(2) 官公署、公益団体等が公益目的のために利用する場合 2 分の 1 の額。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、区長の承認を得て、全額とする。

2 前項の場合において、減額後の利用料金の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

3 第 1 項に定めるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、区長の承認を得て、これを減額し、又は免除することができる。

4 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、江東区福祉会館貸切利用申請書兼利用料金減額・免除申請書により、指定管理者に申請しなければならない。

第 7 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「第 12 条」を「第 13 条」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項第 2 号中「利用」を「貸切利用」に改め、同項第 3 号から第 5 号までの規定中「利用」を「貸切利用」に、「区長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「使用料」を「利用料金」に改め、「団体の代表」を削り、「福祉会館使用料還付請求書」を「江東区福祉会館利用料金還付請求書」に、「区長」を「指定管理者」に改める。

第 8 条中「第 13 条」を「第 14 条」に改め、「団体の代表」を削り、「福祉会館使用料還付請求書」を「江東区福祉会館利用料金還付請求書」に、「区長」を「指定管理者」に改める。

第9条の見出し中「利用」を「貸切利用」に改め、同条中「区長」を「指定管理者」に、「第14条」を「第15条」に、「利用の」を「貸切利用の」に、「取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止した」を「取り消した」に、「福祉会館団体利用取消通知書」を「江東区福祉会館貸切利用取消通知書」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

江東区福祉会館利用登録申請書

登録日 年 月 日

No. _____

フリガナ		性別	生年月日
氏 名		男・女	年 月 日 (歳)
住 所	江東区		電話番号 - -
世帯構成	単身 ・ 夫婦のみ ・ その他 ()		
緊急連絡先 ①	(フリガナ) 氏名	続柄	電話番号 - -
緊急連絡先 ②	(フリガナ) 氏名	続柄	電話番号 - -

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

_____ No. _____
江東区福祉会館入館票
フリガナ 氏 名 : _____
年 月 日まで有効

別記第3号様式(第4条、第6条、第8条関係)

江東区福祉会館貸切利用申請書兼利用料金減額・免除申請書

No.

年 月 日承認

(指定管理者) 殿

住所 江東区 丁目 番 号

申請者 氏名

電話 ()

該当する事項を○で囲んでください。

申請日	年 月 日
施設名	福祉会館 和室(大・小)・洋室(大・小)・軽体育室
利用日時	年 月 日 () 午後 時 分 ~ 時 分
目的	
利用団体	
入場予定人数	人
特別設備の利用	なし・あり(特別設備利用概要書を添付)
備考	

注) この欄の記入は、係員にご相談ください。

利用料金減額・免除申請書
上記のとおり利用しますので、申請します。
団体名
氏 名

利 用 料 金

和室	円
洋室	円
軽体育室	円
計	円
減免額	円
収納額	円

減額・免除根拠

第6条

1/2…第1項第2号、
第3項全額…第1項第1号、第
1項第2号ただし
書、第3項

別記第 4 号様式 (第 5 条関係)

江東区福祉会館貸切利用承認書兼利用料金領収書

No. _____

年 月 日承認

住所 江東区 丁目 番 号

申請者 氏名 _____

電話 () _____

該当する事項を○で囲んでください。

申請日	年 月 日
施設名	福祉会館 和室 (大・小)・洋室 (大・小)・軽体育室
利用日時	年 月 日 () 午後 時 分 ~ 時 分
目的	
利用団体	
入場予定人数	人
特別設備の利用	なし ・ あり (特別設備利用概要書を添付)
備考	

利 用 料 金	
和室	円
洋室	円
軽体育室	円
計	円
減免額	円
収納額	円

以下の条件を付して承認します。

(指定管理者)

領収書
上記金額を領収しました。
(指定管理者)

印

記

- 1 利用時間 (午後 6 時 ~ 9 時 30 分) は必ず守り、準備及び後片付けは利用時間内に行ってください。
- 2 利用当日は、この承認書を管理人に提示し、その指示を受けてください。
- 3 利用後は必ず清掃し、使用した物品、用具等は元どおりにしてください。
- 4 事業系ゴミは、有料のため、ゴミの持ち帰りにご協力ください。

別記第 5 号様式 (第 7 条関係)

江東区福祉会館利用料金還付請求書

請求 年 月 日

(指定管理者) 殿

住所 江東区 丁目 番 号

請 求 者 氏名

電話 ()

下記の理由により貸切利用することができないので、既納の利用料金を還付いただきたく請求します。

記

利用承認年月日	年 月 日	利用承認番号	
利 用 団 体 名			
利 用 日 時	年 月 日 () 午後 時 分～ 時 分		
利 用 施 設	福祉会館 和室 (大・小)・洋室 (大・小)・軽体育室		
取消しの理由			
還 付 額	既納額	還 付 割 合	還付額
		全額 ・ 1 / 2	

領 収 書

上記金額を領収いたしました。

年 月 日

(指定管理者) 殿

氏名 印

別記第 6 号様式中「福祉会館団体利用取消通知書」を「江東区福祉会館貸切利用取消通知書」に、「殿」を「様」に、「江東区長」を「(指定管理者)」に、「利用承認を」を「貸切利用の承認を」に、「(大・中・小)」を「(大・小)」に、「洋室」を「洋室 (大・小)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区福祉会館条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 9 号

江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

江東区災害対策本部条例施行規則（昭和 4 0 年 7 月江東区規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「同防災課長」を「同防災計画課長」に改め、同項第 3 号中「災害時要配慮者担当課長」の次に「及び地域防災担当課長」を加える。

第 7 条第 1 項の表福祉部の項中

「5 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。

6 1 から 5 までに掲げるもののほか、他の部に属しない救助及び保護に関すること。」を

「5 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。」に改める。

別表政策経営部の項中

「補佐 DX推進室長」を

「補佐 DX推進室長
補佐 新庁舎整備推進室長」

に、
「補佐 DX推進課長」

を
「補佐 DX推進課長
補佐 新庁舎整備推進課長」

に改め、同表総務部の項中

「補佐 会計管理室長
補佐 選挙管理委員会事務局長」

を
「補佐 会計管理室長」

に、
「補佐 コンプライアンス推進担当課長」

を
「補佐 コンプライアンス推進担当課長
補佐 秘書担当課長

補佐 選挙管理委員会事務局長」

に、
「班長 職員課長」

を
「班長 職員課長
補佐 支援担当課長」

に、
「補佐 防災課長
補佐 被災者支援担当課長

補佐 災害時要配慮者担当課長」

を
「補佐 防災計画課長
補佐 被災者支援担当課長

補佐 災害時要配慮者担当課長
補佐 地域防災担当課長」

に改め、同表地域振興部の項中

「補佐 区民協働推進担当課長
補佐 多文化共生担当課長」

を
「補佐 区民協働・交流推進担当課長」

に改め、同表福祉部の項中

「8 他の部に属しない救助及び保護に関すること。

9 部所管出先施設の管理運営に関すること。
10 部内他の班に属しないこと。」

を
「8 部所管出先施設の管理運営に関すること。
9 部内他の班に属しないこと。」

に改め、同表健康部の項中

「部長 健康部長」

を
「部長 健康部長
補佐 こども家庭センター副センター長」

に、
「補佐 調整担当課長」

を
「補佐 調整担当課長
補佐 児童福祉・母子保健連携担当課長」

に改め、同表こども未来部の項中
「部長 こども未来部長」
を
「部長 こども未来部長
補佐 こども家庭センターセンター長」
に、
「補佐 児童相談所開設準備担当課長
補佐 こども政策推進担当課長」
を
「補佐 児童相談体制連携調整担当課長
補佐 こども政策推進担当課長
補佐 児童福祉・母子保健連携担当課長」
に改め、同表都市整備部の項中
「補佐 地下鉄 8 号線事業推進室長」
を
「補佐 まちづくり調整担当部長」
に、
「補佐 地下鉄 8 号線事業推進課長
補佐 都市交通輸送計画担当課長
補佐 沿線まちづくり担当課長」
を
「補佐 都市交通計画担当課長
補佐 地下鉄 8 号線事業担当課長」
に
「補佐 まちづくり推進課長」
を
「補佐 まちづくり推進課長
補佐 地下鉄 8 号線沿線まちづくり担当課長
補佐 再開発担当課長」
に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 2 0 号

江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和 5 4 年 3 月江東区規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改め、同項第 5 号中「第 1 8 条第 4 項」を「第 1 8 条第 5 項」

に改め、同項第 6 号中「第 4 4 条第 1 項第 3 号」の次に「、第 5 2 条第 6 項第 3 号」を加え、「第 6 8 条の 4 第 1 項」を「第 6 8 条の 4」に、「第 6 8 条の 5 の 6 第 1 項」を「第 6 8 条の 5 の 6」に改め、同項第 7 号中「第 5 5 条第 3 項」を「第 5 5 条第 3 項若しくは第 4 項」に改め、「第 5 7 条の 4 第 1 項ただし書」の次に「、第 5 8 条第 2 項」を加え、同項第 9 号中「第 5 8 条」を「第 5 8 条第 1 項」に改め、同項第 1 3 号中「第 8 条の 1 9 第 1 項」を「第 8 条の 1 9」に改め、同項第 1 7 号中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、「申請」の次に「又は第 1 8 条第 1 項に規定する許可の申請」を加え、同項第 2 3 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第 3 4 条第 1 項及び第 3 6 条第 1 項」を「第 2 9 条第 1 項及び第 3 1 条第 1 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改め、同条第 4 項中「第 8 5 条第 5 項」を「第 8 5 条第 6 項」に、「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改める。

第 1 0 条中「訂正」の次に「するとともに、隣接関係住民に変更内容について説明」を加える。

第 1 2 条第 4 項第 1 号中「計画概要書」の次に「（前項第 2 号から第 6 号までの内容が分かるもの）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

1 0 建築主は、中高層建築物の敷地境界線からその高さと等しい水平距離の範囲内に共同住宅がある場合は、当該範囲内に居住する者への説明方法についてあらかじめ所有者又は管理者と協議するよう努めなければならない。

1 1 建築主は、中高層建築物の敷地境界線からその高さと等しい水平距離の範囲内に居住する者がいない土地又は建築物がある場合は、当該土地又は建築物に権利を有する者に説明しなければならない。

別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 1 1 条関係)

年 月 日

江 東 区 長 殿

建築主 住 所
氏 名
電 話 ()

(法人にあっては、その事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

標 識 設 置 届

下記建築物に係る標識を 年 月 日に設置したので、江東区中高層建築物
の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第 5 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 建築物の名称				
2 設計者住所・氏名・電話		電話 ()		
3 施工者住所・氏名・電話		電話 ()		
4 建築敷地の位置	(1) 地名地番	住居表示 ()		
	(2) 用途地域			
	(3) その他の地域・地区	防火地域・準防火地域 日影規制 5-3 4-2, 5 なし		
5 主要用途		6 工事種別		
7 計画に係る建築物	(1) 高さ	m	(2) 階数	地上 地下 階 階
	(3) 構造		(4) 基礎工法	
		計画に係る部分	計画以外の部分	合 計
8 敷地面積				m ²
9 建築面積		m ²	m ²	m ²
10 延べ面積		m ²	m ²	m ²
11 着工予定		年 月 日	12 完了予定	年 月 日

案 内 図	標識設置位置図 （両隣の家屋名を記載すること。）
標識設置状況（遠影及び近影の写真を貼付すること。）	
連絡者氏名・電話（ ）	

別記第 3 号様式 (第 1 1 条関係)

年 月 日

江 東 区 長 殿

建築主 住 所
氏 名
電 話 ()

〔法人にあつては、その事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

標 識 変 更 届

下記建築物に係る標識を 年 月 日に変更したので、江東区中高層建築物
の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則第 1 1 条第 3 項の規定により届け出
ます。

記

1 建 築 物 の 名 称		
2 建築敷地の地名地番 (住居表示)		江東区 ()
3 標 識 設 置 届 出 口		年 月 日 第 号
4 変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
	変更理由	
5 説明時期 ・ 説明方法 (配布資料を添付すること。)		年 月 日 ～ 年 月 日 戸別訪問 ・ 説明会 ・ その他 ()
6 備 考		

標識設置状況（近影の写真を貼付すること。）

別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式 (第 13 条関係)

年 月 日

江 東 区 長 殿

建築主 住 所
氏 名
電 話 ()

〔法人にあつては、その事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

説 明 会 等 報 告 書

江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第 6 条第 4 項の規定により、
下記のとおり報告いたします。なお、この記載事項は事実と相違ありません。

記

1	建 築 物 の 名 称				
2	建築敷地の地名地番 (住 居 表 示)		江東区 ()		
3	標 識	設 置 年 月 日	年 月 日		
		設置届受付日・番号	年 月 日 第 号		
4	説 明 会	開 催 日	年 月 日	説 明 会 場	説 明 者
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
	戸 別 説 明	説 明 期 間	説 明 者		
		年 月 日から 年 月 日まで			
5	配 布 し た 資 料		1 計画概要 2 案内図 3 配置図 4 平面図 5 立面図 6 日影図 7 その他 ()		

(注意) 説明会等の経過内容と配布資料を添付してください。

6 説明した近隣関係住民の名簿							
建物 番号	住 所	説 明 状 況			質問・要望等	回 答 内 容	
	氏 名						
	江東区	1 説明会	年	月	日	別紙：有 質問・要望等：特になし	別紙：有
		2 戸別説明	年	月	日		
		3 未説明（留守・拒否・その他）					
		1 回目訪問	年	月	日		
		2 回目訪問	年	月	日		
		3 回目訪問	年	月	日		
	江東区	1 説明会	年	月	日	別紙：有 質問・要望等：特になし	別紙：有
		2 戸別説明	年	月	日		
	3 未説明（留守・拒否・その他）						
	1 回目訪問	年	月	日			
		2 回目訪問	年	月	日		
		3 回目訪問	年	月	日		
	江東区	1 説明会	年	月	日	別紙：有 質問・要望等：特になし	別紙：有
		2 戸別説明	年	月	日		
	3 未説明（留守・拒否・その他）						
	1 回目訪問	年	月	日			
		2 回目訪問	年	月	日		
		3 回目訪問	年	月	日		
	江東区	1 説明会	年	月	日	別紙：有 質問・要望等：特になし	別紙：有
		2 戸別説明	年	月	日		
	3 未説明（留守・拒否・その他）						
	1 回目訪問	年	月	日			
		2 回目訪問	年	月	日		
		3 回目訪問	年	月	日		
	江東区	1 説明会	年	月	日	別紙：有 質問・要望等：特になし	別紙：有
		2 戸別説明	年	月	日		
	3 未説明（留守・拒否・その他）						
	1 回目訪問	年	月	日			
		2 回目訪問	年	月	日		
		3 回目訪問	年	月	日		
	江東区	1 説明会	年	月	日	別紙：有 質問・要望等：特になし	別紙：有
		2 戸別説明	年	月	日		
	3 未説明（留守・拒否・その他）						
	1 回目訪問	年	月	日			
		2 回目訪問	年	月	日		
		3 回目訪問	年	月	日		

※質問・要望等及び回答内容について、記入しきれない場合は、別紙：有に○をつけ、別紙にて提出してください。

7	付近見取図

※ 1 説明した家屋の位置を明示してください。
※ 2 説明した家屋に名簿の建物番号を記入してください。
※ 3 敷地の境界線から高さの 1 倍及び 2 倍の範囲を明示してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第21号

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立都市公園条例施行規則(昭和52年6月江東区規則第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第6号を削り、同項第7号中「若洲公園」を「仙台堀川公園」に改め、同号を同項第6号とする。

別表第1同大島東公園の項の次に次のように加える。

同 大島九丁目すくすく公園	同 大島九丁目6番11号
---------------	--------------

別表第3中「1,012円」を「1,052円」に、「1,513円」を「1,576円」に、「1,470円」を「1,633円」に、「1,080円」を「1,243円」に、「1,212円」を「1,347円」に、「990円」を「1,105円」に、「1,565円」を「1,615円」に、「802円」を「849円」に、「665円」を「721円」に、「443円」を「485円」に、「2,363円」を「2,022円」に改める。

別記第14号様式及び別記第15号様式を次のように改める。

別記第14号様式及び別記第15号様式 削除

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第22号

江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則

江東区中小企業融資基金条例施行規則(昭和44年3月江東区規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項及び第6項を削り、同条第7項中「第6条第9号ウ」を「第6条第9号ア」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「第6条第9号エ」を「第6条第9号イ」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第9項を第7項とし、第10項を第8項とし、第11項を第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

10 第6条第14号の融資資金については、第2項で定めるほか、売上高等の減少により経営改善が必要と認められ、経営改善に関する事業計画を有するものとする。

11 第6条第15号の融資資金については、第2項で定めるほか、次の要件を備えているものとする。

(1) IT、IoT、AI、ロボット、テレワーク設備等の機器又はソフトウェア(以下「機器等」という。)を導入することにより、DX化の推進及び生産性の向上を図るものであること。

(2) 機器等の導入によるDX化の推進及び生産性の向上に関する事業計画を有すること。

(3) 機器等の導入場所が区内であること。

第6条第9号中ア及びイを削り、ウをアとし、エをイとし、同条に次の2号を加える。

(14) 経営改善支援資金

(15) DX・生産性向上推進資金

第7条第1項に次の2号を加える。

(14) 経営改善支援資金については、1企業につき2,000万円

(15) DX・生産性向上推進資金については、1企業につき4,000万円

第9条第1項に次の2号を加える。

(13) 経営改善支援資金については、108か月以内(据置期間12か月を含む。)とする。

(14) DX・生産性向上推進資金については、108か月以内(据置期間12か月を含む。)とする。

第14条第2項ただし書中「第5条第10項第1号イ」を「第5条第8項第1号イ」に改める。

第15条第7号中「第5条第10項第1号ア」を「第5条第8項第1号ア」に改め、同条第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の2号を加える。

(10) 経営改善支援資金にあっては、経営改善に関する事業計画書及び売上高等の減少を証す

る書類

- (11) D X ・生産性向上推進資金にあつては、機器等の導入による D X 化の推進及び生産性の向上に関する事業計画書

第 1 6 条第 2 項中「又は事業承継支援資金」を「、事業承継支援資金、経営改善支援資金又は D X ・生産性向上推進資金」に改め、同条第 3 項中「及び設備強化資金のうち、第 4 条第 6 項第 1 号に規定する商業施設士の派遣を受けたもの」を削る。

第 2 1 条中「第 1 3 号」の次に「から第 1 5 号まで」を加え、「一部又は全部」を「全部又は一部」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式（第 1 5 条関係）

江東区中小企業融資申込書

江東区長 殿

あっせん番号		
事業年度	年	月～ 年 月
法人税・所得税	完納・非課税	
法人都民税・特別区民税	完納(期)・非課税	
利 用 者 番 号		

申 請 日

年 月 日

下記のとおりに融資資金を借り入れたいので、以下の確認事項に同意し、必要書類を添えて申し込みます。

【確認事項】

- 金融機関及び信用保証協会の審査により、申込内容のとおりに融資が実行されない場合があります。
- 区から信用保証料補助を受け、繰上償還等により保証料の返還が生じた場合は、区へ信用保証料補助金を必ず返納します。
- それに伴い、区から信用保証協会等に対し個人情報の照会を行うことに同意します。
- 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合は、区から信用保証協会に対し個人情報の照会を行うことに同意します。
- 江東区暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当しません。

記

法 人 名 ・ 商 号	フリガナ		☐ 個人 ☐ 法人	利用 実績	区	☐ 有 ☐ 無
代 表 者 (個 人) 名	フリガナ	生年 月 日	☐ 人正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日	保証協会	☐ 有 ☐ 無
法人：本店所在地	〒 -					
個人：住所(自宅)	江東区 電話 ()					
事業所所在地 (営業所・店舗・工場)	〒 -					
	江東区 電話 ()					
業 種	主な取扱商品		☐ 製造業等 ☐ 建設業 ☐ 運輸業 ☐ 卸・小売業 ☐ 飲食業 ☐ サービス業 ☐ その他			
従 業 員 数	常用(役員・家族除く。) 名	常用(役員・家族) 名	資本金	万円	許認可 番 号	有効期限(年 月 日)
	臨時(パート含む。) 名					
区内開業年月日	☐ 明治 ☐ 大正 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 令和		法人設立年月日	☐ 明治 ☐ 大正 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 令和		

融 資 資 金 名

(希 望 す る も の に
☑ を する。)

【小規模企業特別資金(小特)】
☐小特運転(一般)121 ☐小特設備(一般)122 ☐小特運転(小口零細企業保証制度)123
☐小特設備(小口零細企業保証制度)124 ☐小特借換(小口零細企業保証制度)130

【一般資金又は目的別資金】
☐運転101 ☐短期運転102 ☐設備103 ☐借換115 ☐チャレンジサポート131 ☐事業承継支援132
☐経営改善支援133 ☐DX・生産性向上推進134

【その他資金(上記にあてはまらない場合は資金名を記入)】
☐[資金] (特例制度名称:)

※運転、短期運転、設備、借換は信用保証料の補助がありません。
※小特借換(小口零細企業保証制度)、借換資金、コロナ融資限定借換を利用する場合は、借換依頼書を併せてご提出ください。

資 金 使 途

(希 望 す る も の に
☑ を する。)

運転資金【☐商品材料仕入 ☐給料支払 ☐買掛金等決済 ☐外注費支払】
設備資金【☐設備購入(☐機械 ☐什器備品 ☐車両運搬具) ☐店舗増改築 ☐入居保証金】
借換資金【☐借換】 その他【☐[]】

申 込 金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 信用組合	支店	金融機関コード							
借 入 希 望 金 額	万円	年	か月(うち据置	か月)						
返 済 希 望 期 間										

※小特(小口零細企業保証制度)(123・124・130)を利用希望の場合は、次の欄に記入してください。

保 証 協 会 の 保証付き融資残高 (全国の保証協会)	☐ 有(千円) ☐ 無	確 認 者	☐ 申込者本人 ☐ 金融機関 電話 () 担当者	金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 信用組合	支店
------------------------------------	---	-------------	--	-----------	---------------------	----

巡回訪問の希望 (無料)	☐ 有 ☐ 無	・中小企業診断士が、区の支援施策等の案内で中小企業への訪問を行っています。 ・巡回訪問を希望される場合は後日区からご連絡いたします。
-----------------	---	---

※大枠内をご記入ください。該当項目に☑

※法人：登録印 個人：代表者実印

35

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区中小企業融資基金条例施行規則の別記第 1 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 23 号

江東区組織規則の一部を改正する規則

江東区組織規則(昭和 48 年 5 月江東区規則第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表政策経営部の部 D X 推進課の項の次に次のように加える。

新庁舎整備推進課

第 7 条第 1 項の表総務部の部危機管理課の項中「危機管理係」を「防災危機管理係」に改め、同部防災課の項を次のように改める。

防災計画課

防災計画係

地域防災係

第 7 条第 1 項の表福祉部の部介護保険課の項中「事業者指定係」を削り、同表障害福祉部の部障害者施策課の項に次のように加える。

基幹相談支援センター開設準備係

第 7 条第 1 項の表生活支援部の部保護第一課の項に次のように加える。

保護第五係

第 7 条第 1 項の表生活支援部の部保護第二課の項に次のように加える。

保護第五係

第 7 条第 1 項の表健康部の部生活衛生課の項中「食の安全係

食品衛生第一係

食品衛生第二係

を

「食品衛生第一係

食品衛生第二係

食品衛生第三係」

に改め、同部保健予防課の項中「コロナワクチン管理係」を「ワクチン管理係」に改め、同表こども未来部の部養育支援課の項中「庶務係」を「管理運営係」に改め、同表都市整備部の部建築課の

項中「調査係」を「道路調査係」に改め、同部地下鉄 8 号線事業推進課の項を削り、同条第 2 項中「D X 推進室」の次に「及び新庁舎整備推進室」を加え、「、都市整備部に地下鉄 8 号線事業推進室を」を削り、同条第 7 項及び第 8 項を削り、同条第 6 項を第 8 項とし、第 5 項を第 7 項とし、同条第 4 項の次に次の 2 項を加える。

5 新庁舎整備推進室に室長を置く。

6 新庁舎整備推進室は、新庁舎の整備における総合調整に関する事務をつかさどる。

第 9 条の表情報システム課の項に次のように加える。

4 D X 推進室の庶務に関すること。

第 9 条の表 D X 推進課の項の次に次のように加える。

新庁舎整備推進課

1 新庁舎の整備の推進に関すること。

2 新庁舎整備推進室の庶務に関すること。

第 10 条の表総務課の項中

「9 他の部、課、室、係に属しないこと。」を

「9 コンプライアンスの推進に関すること。

10 他の部、課、室、係に属しないこと。」

に改め、同表危機管理課の部危機管理係の項を次のように改める。

防災危機管理係

1 危機管理の総合調整及び対策に関すること。

2 災害対策本部に関すること。

3 国民保護法制に関すること。

4 防災無線等情報通信設備に関すること。

5 災害弔慰金に関すること。

6 生活安全に関すること。

7 危機管理室の庶務に関すること。

第 10 条の表防災課の部中「防災課」を「防災計画課」に改め、同部防災計画係の項中

「4 災害対策本部に関すること。

5 課内他の係に属しないこと。」

を

「4 課内他の係に属しないこと。」

に改め、同部災害対策係の項中「災害対策係」を「地域防災係」に、「区民の」を「自主」に、「維持管理」を「整備及び維持管理」に、

「8 防災意識の普及啓発に関すること。」

を

「8 防災意識の普及啓発に関すること。

9 国民保護訓練に関すること。」

に改める。

第 12 条の表区民課の部住民記録係の項中
 「10 住民異動届に伴う国民健康保険諸届出の
 受付及び被保険者証の発行に関する事
 11 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に
 関すること。
 12 転入学通知書の交付（補助執行）に関す
 ること。
 13 畜犬登録の受付及び鑑札の交付に関する
 こと。
 14 端末機に係る利用管理等に関する事。
 15 端末機に係る利用管理等の指導及び連絡
 調整に関する事。
 16 各種事務統計報告等の処理に関する事。
 17 その他住民基本台帳事務及び印鑑登録事
 務等に関し、区長が適当と認めた事。」

を
 「10 転入学通知書の交付（補助執行）に関す
 る事。
 11 端末機に係る利用管理等に関する事。
 12 端末機に係る利用管理等の指導及び連絡
 調整に関する事。
 13 各種事務統計報告等の処理に関する事。
 14 その他住民基本台帳事務及び印鑑登録事
 務等に関し、区長が適当と認めた事。」

に改め、同部証明係の項中
 「12 端末機に係る利用管理等に関する事
 （住民記録係及び戸籍係に属するものを
 除く。）。」

を
 「12 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に
 関すること。
 13 端末機に係る利用管理等に関する事
 （住民記録係及び戸籍係に属するものを
 除く。）。」

に改める。

第 13 条の表地域ケア推進課の部地域ケア係の
 項中「高齢者」を「施策の推進」に改め、同表介
 護保険課の部指導係の項に次のように加える。

2 介護保険事業者の指定に関する事。

3 施設の第三者評価に関する事。

第 13 条の表介護保険課の部事業者指定係の項
 を削る。

第 14 条の表障害者施策課の項に次のように加
 える。

基幹相談支援センター開設準備係

1 基幹相談支援センターの開設準備に関す
 る事。

第 15 条の表医療保険課の部資格賦課係の項中

「2 被保険者証に関する事。

3 保険料の賦課計算及び減免に関する事。」
 を

「2 保険料の賦課計算及び減免に関する事。」
 に改め、同部滞納整理係の項中「短期被保険者証
 及び被保険者資格証明書の整理」を「特別療養費
 の支給」に改め、同表保護第一課の項及び保護第
 二課の項中「保護第四係」の次に「保護第五係」
 を加える。

第 16 条の表生活衛生課の部生活衛生係の項中
 「食の安全係及び」を削り、「食品衛生第二係」の
 次に「及び食品衛生第三係」を加え、同部食の安
 全係の項を削り、同部食品衛生第一係、食品衛生
 第二係の項中「食品衛生第二係」の次に「食品
 衛生第三係」を加え、「(食の安全係に属するもの
 を除く。)」及び「及び食の安全係」を削る。

第 16 条の表保健予防課の部保健係の項中

「4 予防接種（がん予防に係るものを除く。）に
 関すること。

5 精神保健及び難病に関する事。

6 母子保健に関する事。

7 母子歯科保健に関する事。

8 医療費助成に関する事。」

を

「4 精神保健及び難病に関する事。

5 母子保健に関する事。

6 母子歯科保健に関する事。

7 医療費助成に関する事。

8 児童福祉及び母子保健部門の連携に関する
 こと。」

に改め、同部コロナワクチン係の項を次のように
 改める。

ワクチン管理係

1 予防接種（がん予防に係るものを除く。）
 に関する事。

第 17 条の表こども家庭支援課の部庶務係の項
 中

「3 子ども・子育て支援事業計画に関する事。

4 こども・子育て会議に関する事。

5 部内他の課、係に属しない事。」

を

「3 江東区こどもの権利に関する条例（令和 7
 年 3 月江東区条例第 9 号）に関する事。

4 こども計画に関する事。

5 こども・子育て会議に関する事。

6 部内他の課、係に属しない事。」

に改め、同表養育支援課の部庶務係の項を次のよ
 うに改める。

管理運営係

- 1 課の庶務に関する事。
- 2 児童相談体制の整備に関する事。
- 3 子ども家庭支援センターに関する事。
- 4 課内他の係に属しない事。

第 17 条の表養育支援課の部養育支援係の項を次のように改める。

養育支援係

- 1 要支援家庭に関する事。
- 2 要保護児童対策地域協議会に関する事。
- 3 児童福祉及び母子保健部門の連携に関する事。

第 18 条の表環境保全課の部指導係の項及び調査係の項中「苦情」を削る。

第 19 条の表都市計画課の項中

「10 部内他の課、係に属しない事。」を

- 「10 地下鉄 8 号線延伸の推進に関する事。」
- 11 鉄道及び軌道の新設（地下鉄 8 号線延伸を除く。）に関する事。
 - 12 都市交通の企画及び調整に関する事。
 - 13 部内他の課、係に属しない事。」

に改め、同表まちづくり推進課の項中

「4 市街地再開発事業に関する事。」を

「4 地下鉄 8 号線沿線のまちづくりに関する事。」

5 市街地再開発事業に関する事。」に改め、同表建築課の部調査係の項中「調査係」を「道路調査係」に改め、同部設備係の項中

- 「2 建築設備、昇降機・遊戯施設、特定建築物及び防火設備の定期報告に関する事。」
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく建築物の審査及び認定に関する事。
 - 4 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づく建築物の認定審査に関する事。」

を

- 「2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく建築物の審査及び認定に関する事。」
- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づく建築物の認定審査に関する事。」

に改め、同表建築調整課の部建築紛争係の項に次のように加える。

- 4 建築設備、昇降機・遊戯施設、特定建築

物及び防火設備の定期報告に関する事。

第 19 条の表地下鉄 8 号線事業推進課の項を削る。

第 20 条の表地域交通課の部交通係の項中「総合的な都市交通政策」を「都市交通」に改める。

別表(1)の項中「参画社会の推進」を「参画推進センターの利用」に改め、同表(9)の項を次のように改める。

(9) 削除

別表(11)の項中「同 塩浜児童館 同 塩浜二丁目 5 番 20 号」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区長の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 24 号

江東区長の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

江東区長の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成 21 年 3 月江東区規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 号中「近接地外出張（宿泊しない場合を除く。）」を「特別内国旅行（江東区職員の旅費支給規程（昭和 48 年 6 月江東区訓令甲第 23 号。以下「旅費支給規程」という。）第 2 条第 2 項第 2 号に規定する特別内国旅行をいう。以下同じ。）（宿泊する場合に限る。）」に改める。

第 4 条第 4 号中「近接地外出張（宿泊する場合を除く。）、近接地内出張」を「内国旅行（宿泊する場合を除く。）」に改め、同条第 5 号中「近接地外出張（宿泊しない場合を除く。）」を「特別内国旅行（宿泊する場合に限る。）」に改める。

第 5 条第 3 号中「近接地外出張（宿泊する場合を除く。）、近接地内出張」を「内国旅行（宿泊する場合を除く。）」に改め、同条第 4 号中「近接地外出張（宿泊しない場合を除く。）」を「特別内国旅行」に改める。

第 6 条第 2 号中「近接地外出張（宿泊する場合を除く。）、近接地内出張」を「普通内国旅行（旅費支給規程第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区会計事務規則の一部を改正する規則を公

布する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 25 号

江東区会計事務規則の一部を改正する規則
江東区会計事務規則（昭和 39 年 3 月江東区規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 86 条第 4 項第 1 号中「近接地内」を「普通内国旅行（江東区職員の旅費支給規程（昭和 48 年 6 月江東区訓令甲第 23 号。以下「旅費支給規程」という。）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 特別内国旅行（旅費支給規程第 2 条第 2 項第 2 号に規定する特別内国旅行をいう。）の旅費の請求は、旅行者別の支給額を明らかにした旅費請求内訳書等を関係書類とともに、請求書に添付して行うものとする。

第 86 条第 4 項第 4 号中「近接地内又は近接地外の区分毎の領収書（以下これらを「支給表等」という。）」を「旅費領収書兼請求書等」に改め、同項第 5 号中「支給表等」を「債権者別支出明細書又は旅費領収書兼請求書等」に改め、同条第 5 項中「近接地内及び近接地外」を「内国旅行」に改め、同条第 7 項ただし書を削る。

第 86 条の 2 第 1 項中「近接地内及び外国旅行」を「普通内国旅行」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 26 号

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年 3 月江東区規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第 17 条第 1 項第 3 号中「その他これに」を「、同法第 70 条の 3 第 1 項に規定する育児休業支援手当金その他これらに」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 27 号

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 10 年 3 月江東区規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 第 7 項第 2 号中「、条例第 9 条の 3 第 1 項の規定による請求にあつては 3 歳に、条例第 9 条の 4 第 1 項の規定による請求にあつては」を削る。

第 24 条の 4 第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 24 条の 5 の見出しを「(子の看護等のための休暇)」に改め、同条第 1 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、「この項において同じ。）」の次に「、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳、東京都が知的障害者に発行する手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号）に規定する愛の手帳をいう。）、道府県が知的障害者に発行する療育手帳（療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳をいう。）若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている子又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病を有する子であつて、満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」を加え、「) の看護」を「) の看護等」に、「又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう」を「、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園、入学若しくは卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。第 3 項において同じ」に改め、同条第 2 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同条第 3 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のた

めの休暇」に、「看護」を「看護等」に改める。

第 25 条の 3 第 1 項中「(昭和 24 年法律第 283 号)」、「(昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号)」、「(昭和 48 年 9 月 27 日 厚生省発児第 156 号 厚生事務次官通知)」及び「(昭和 25 年法律第 123 号)」を削り、「受けている者」を「受けている子」に改め、「(平成 26 年法律第 50 号)」を削り、同条の次に次の 4 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 25 条の 4 条例第 16 条の 4 第 1 項の規則で定める制度又は措置 (以下「介護両立支援制度等」という。) は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 条例第 16 条第 1 項に規定する介護休暇
- (2) 条例第 16 条の 2 第 1 項に規定する介護時間
- (3) 条例第 9 条の 2 第 2 項の規定において準用する同条第 1 項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第 9 条の 3 第 2 項の規定において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第 9 条の 4 第 2 項の規定において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第 15 条第 1 項に規定する短期の介護休暇

第 25 条の 5 条例第 16 条の 4 第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護両立支援制度等
- (2) 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- (3) 地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) 第 70 条の 4 第 1 項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2 条例第 16 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法 (同条第 1 項の規定による場合における第 3 号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。) によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信 (以下「電子メール等」という。) の送信による方法 (当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成するこ

とができるものに限る。)

第 25 条の 6 条例第 16 条の 4 第 1 項の規則で定める措置 (第 3 号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。) は、次に掲げる措置とする。

- (1) 面談
 - (2) 書面の交付
 - (3) 電子メール等の送信 (当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)
- (勤務環境の整備に関する措置)

第 25 条の 7 条例第 16 条の 5 第 3 号の規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条の 4 第 3 項第 1 号の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 28 号

江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 (令和 2 年 3 月江東区規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 13 条中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第 15 条の 2 第 5 項、第 19 条の 2 第 4 項及び第 19 条の 3 第 5 項中「ものであって、かつ、引き続き在職した期間が 6 月以上である職員又は 6 月以上の任期が定められている」を削る。

第 23 条の見出しを「(子の看護等のための休暇)」に改め、同条第 1 項中「子の看護のための休暇は、小学校就学の始期に達するまでの」を「子の看護等のための休暇は、9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある」に、「) の看護」を「) の看護等」に、「又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう」を「、疾

病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。第 3 項において同じ」に改め、同条第 2 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同条第 3 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、「看護」を「看護等」に改め、同条第 4 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、「ものであって、かつ、引き続き在職した期間が 6 月以上である職員又は 6 月以上の任期が定められている」を削る。

第 24 条第 5 項中「ものであって、かつ、引き続き在職した期間が 1 年以上である職員又は 1 年の任期が定められている」を削る。

第 25 条第 1 項中「掲げる者」の次に「(第 28 条の 2 において「配偶者等」という。)」を加える。

第 28 条の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等)

第 28 条の 2 条例第 16 条の 4 及び職員勤務時間規則第 25 条の 4 から第 25 条の 6 までの規定は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等について準用する。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 28 条の 3 条例第 16 条の 5 及び職員勤務時間規則第 25 条の 7 の規定は、会計年度任用職員の勤務環境の整備に関する措置について準用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 29 号

江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年 12 月江東区規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「近接地内旅費」を「普通国内旅費」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 30 号

江東区職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則（平成 6 年 9 月江東区規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表児童相談所福祉業務手当の項中「特勤規則別表 4 の項支給範囲の欄(2)に掲げる職員を支給対象とするものに限る。」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 31 号

江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の期末手当に関する規則（昭和 50 年 3 月江東区規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 12 号」を「第 13 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 32 号

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年 3 月江東区規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 12 号」を「第 13 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 3 号

江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和 32 年 7 月江東区規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 2 号中「就業手当」を「再就職手当」に改め、「又は同規則第 8 2 条の 7 第 1 項に規定する再就職手当に相当する退職手当」を削る。

別記第 15 号様式を削り、別記第 15 号の 2 様式を別記第 15 号様式とし、別記第 15 号の 3 様式を別記第 15 号の 2 様式とし、別記第 15 号の 4 様式を別記第 15 号の 3 様式とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 4 号

江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

江東区建築基準法施行細則（昭和 40 年 3 月江東区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加える。

第 2 条の 2 第 1 項中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第 2 項中「同条第 2 4 項」を「同条第 3 8 項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第 5 項中「同条第 2 4 項に規定する特定行政庁若しくは建築主事の認定に係る申請」を「同条第 3 8 項の規定による認定」に改める。

第 5 条第 1 項中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 4 項」を「同条第 3 8 項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第 6 条第 3 項中「建築主事」を「建築主事等」

に改め、同条に次の 3 項を加える。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この項及び第 15 条において「建築物省エネ法」という。）第 11 条第 1 項ただし書又は第 12 条第 2 項ただし書の規定の適用を受ける場合に添える図書は、それぞれ次に掲げるものとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第 2 条第 1 項第 2 号の規定が適用される場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（当該住宅が建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能（建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）を有するものである設計住宅性能評価に限る。）又はその写し

(2) 建築物省エネ法施行規則第 2 条第 1 項第 3 号の規定が適用される場合 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 7 条（第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による認定通知書若しくはその写し又は住宅品質確保法第 6 条の 2 第 5 項に規定する長期使用構造等の確認書若しくはその写し

5 前項各号に掲げる図書については、確認申請書を提出した建築主事等に提出しなければならない。

6 第 4 項の図書を建築物の確認申請書と併せて提出できない場合又は提出が困難と見込まれる場合にあつては、宣誓書（別記第 6 号の 3 様式）の提出により、前項の規定による提出に代えることができる。

第 11 条の 3 第 1 項中「第 6 条第 1 項第 3 号」を「第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号」に改め、「建築物」の次に「（木造以外のものに限る。）」を加え、「地階を除く 3 以上の階数を有するもので延べ面積」を「一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が 3 以上のもので当該部分の床面積の合計」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の報告は、当該工事の着手をする前に、

建築工事施工計画報告書（別記第 10 号の 4 様式）に、東京都建築基準法施行細則（昭和 25 年東京都規則第 194 号。以下「都規則」という。）第 14 条第 1 項の規定による東京都知事が別に定めるところにより記載した書類を添えて行うものとする。

第 11 条の 3 第 3 項を削る。

第 15 条第 1 項を次のように改める。

規則第 4 条第 1 項第 6 号（規則第 8 条の 2 の 2 において準用する場合を含む。）及び規則第 4 条の 8 第 1 項第 4 号（規則第 8 条の 2 の 2 において準用する場合を含む。）の規定に基づき定める書類は、建築工事施工結果報告書（中間・完了）（別記第 14 号の 2 様式）（一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が 3 以上の建築物に限る。）及び次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 法第 7 条第 1 項若しくは第 18 条第 20 項の規定による完了検査又は法第 7 条の 3 第 1 項若しくは第 18 条第 28 項の規定による中間検査の場合 都規則第 15 条の 4 第 1 項第 1 号の規定による試験、検査その他の施工の状況を東京都知事が別に定めるところにより記載した書類
- (2) 法第 7 条の 2 第 1 項若しくは第 18 条第 23 項の規定による完了検査又は法第 7 条の 4 第 1 項若しくは第 18 条第 32 項の規定による中間検査の場合 第 11 条の 3 第 1 項に規定する建築工事施工計画報告書及び添付書類の写し（地階を除く 3 以上の階数を有する建築物で延べ面積が 500 平方メートルを超えるものに係る完了検査又は中間検査の場合に限る。） 都規則第 15 条の 4 第 1 項第 2 号の規定による試験、検査その他の施工状況を東京都知事が別に定めるところにより記載した書類

第 15 条第 2 項各号列記以外の部分中「第 8 条の 2 第 13 項」を「第 8 条の 2 の 2」に改め、同項第 5 号を次のように改める。

- (5) 建築物省エネ法第 10 条第 1 項に規定する建築物 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類
 - ア 仕様基準（江東区事務手数料条例（昭和 33 年 3 月江東区条例第 4 号）別表第 8 の 1 の項に規定する仕様基準をいう。）による確認済証の交付又は建築物省エネ法第 11 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消

費性能適合性判定（以下この号において「適合性判定」という。）を受けた場合 省エネ基準工事監理状況報告書（仕様基準用）（別記第 14 号の 9 様式）その他区長が必要と認める書類

イ 仕様・計算併用法（江東区事務手数料条例別表第 8 の 2 の項に規定する仕様・計算併用法をいう。）により適合性判定を受けた場合 省エネ基準工事監理状況報告書（仕様・計算併用法用）（別記第 14 号の 10 様式）その他区長が必要と認める書類

ウ 標準計算法（江東区事務手数料条例別表第 8 の 2 の項に規定する標準計算法をいう。）により適合性判定を受けた場合 省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法用）（別記第 14 号の 11 様式）その他区長が必要と認める書類

エ モデル建物法（江東区事務手数料条例別表第 8 の 2 の項に規定するモデル建物法をいう。）により適合性判定を受けた場合 省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法用）（別記第 14 号の 12 様式）又は省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法（小規模版）用）（別記第 14 号の 13 様式）その他区長が必要と認める書類

オ 標準入力法等（江東区事務手数料条例別表第 8 の 2 の項に規定する標準入力法等をいう。）により適合性判定を受けた場合 省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法等用）（別記第 14 号の 14 様式）その他区長が必要と認める書類

カ アの場合であって、かつ、確認済証を受けた住宅の計画について、規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更を行った場合又は適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物省エネ法第 11 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この号において同じ。）について、建築物省エネ法施行規則第 5 条（建築物省エネ法施行規則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を行った場合 建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（仕様基準用）（別記第 14 号の 15 様式）

キ イの場合であって、かつ、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物省エネ法施行規則第 5 条

(建築物省エネ法施行規則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更を行った場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 (仕様・計算併用法用) (別記第 1 4 号の 1 6 様式)

ク ウの場合であって、かつ、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物省エネ法施行規則第 5 条 (建築物省エネ法施行規則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更を行った場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 (標準計算法用) (別記第 1 4 号の 1 7 様式)

ケ エ又はオの場合であって、かつ、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物省エネ法施行規則第 5 条 (建築物省エネ法施行規則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更を行った場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書説明書 (非住宅) (別記第 1 4 号の 1 8 様式)

別記第 6 号の 2 様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 6 号の 3 様式 (第 6 条関係)

宣言書

年 月 日

殿

建築主又は設計者 住 所
氏 名

電 話 ()

(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）を省略することを予定しておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、適合性判定を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。

記

1 提出予定の評価書等又はその写しについて

- ☐ (1) 設計住宅性能評価書
☐ (2) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書
☐ (3) 長期使用構造等である旨の確認書

2 設計住宅性能評価等の申請状況について

- ☐ 申請済 申請年月日 (年 月 日)
☐ 申請予定 申請予定年月日 (年 月 日)

申請先の名称

及び所在地※

※申請先の名称について、1 の (1)、(3) を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、1 の

(2) を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名を御記入ください。

※所在地の記載は、東京都〇〇区、市、町、村程度で結構です。

記 載 欄	受付欄
設計住宅性能評価書等の提出等	
☐ 提出有 (提出日 年 月 日)	
☐ 提出無 (本書の取下げ)	
☐ その他 ()	

別記第 10 号の 4 様式を次のように改める。

別記第 10 号の 4 様式 (第 11 条の 3 関係)

建築工事施工計画報告書										
建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり建築工事施工計画を報告します。 この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。										
								年	月	日
江 東 区 長 殿										
代表となる工事監理者 住 所 _____ 電話 _____ 会社名 _____ 級建築士事務所 登録第 _____ 号 氏 名 _____ 級建築士 登録第 _____ 号										
工事施工者 住 所 _____ 電話 _____ 会社名 _____ 建設業の許可 大臣・知事()第 _____ 号 氏 名 _____ (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者氏名)										
品質管理窓口責任者氏名 _____								電話 _____		
(B方式のみ記入)										
記										
工事現場	名 称					工区 棟	工事の種類	新築・増築・改築		
	所 在 地	区 市				電話				
構 造 設 計 者	氏名	所 属 会 社		電話						
現場代理人(所長)	氏名	現場事務所		所在地	電話					
階 数	地上	階・地下	階	塔屋	階	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
構 造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造 (造+ 造)・その他 ()									
高 さ	軒高	m	最高	m	確 認 済 証 交 付 機 関					
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日		第 号						
計画変更年月日及び番号		年 月 日		第 号(変更内容は別紙)						
構造計算の方法		(X) ルート ()、(Y) ルート ()、その他 ()								
構 造 (階ごと)	RC造・WRC造	階から	階まで	使 用 部 位	PCa・HPCa					
	SRC造	階から	階まで		PC					
	S造	階から	階まで		CFT					
		階から	階まで							
認 定 材 料	コンクリート					※ 受付欄				
	鋼 材 等									
	免震・制振部材									
	そ の 他									

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 代表となる工事監理者及び工事施工者は、本報告書の記載内容と確認済証、設計図書等が整合しているか十分確認して記入してください。

別記第 14 号の 2 様式を次のように改める。

別記第14号の2様式（第15条関係）

建築工事施工結果報告書(中間・完了)

下記のとおり建築工事施工結果を報告します。
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

代表となる工事監理者 住所 電話
会社名 級建築士事務所 登録第 号
氏名 級建築士 登録第 号

工事施工者 住所 電話
会社名 建設業の許可 大臣・知事()第 号
氏名
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

品質管理窓口責任者氏名 電話
(B方式のみ記入)

下記の建築工事施工結果については、代表となる工事監理者より報告を受けました。

建築主 住所 電話
会社名
氏名
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

記

建築工事施工計画報告書受付年月日及び番号				年 月 日 第 号			
工事現場	名称			工区棟	工事の種類	新築・増築・改築	
	所在地	区市		電話			
構造設計者	氏名			所属会社	電話		
現場代理人(所長)	氏名			現場事務所	電話		
階数	地上階	地下階	塔屋階	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
構造	木造・S造・RC造・SRC造・SRC造・混構造(造+ 造)・その他()						
高さ	軒高	m	最高	m	確認済証交付機関		
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日		第 号			
計画変更年月日及び番号		年 月 日		第 号			
計画変更年月日及び番号		年 月 日		第 号			
構造計算の方法		(X) ルート()、(Y) ルート()、その他()					
(構造関係図を添付)					※ 受付欄		

(注意) ※印のある欄は、記入しないでください。

別記第14号の3様式を次のように改める。
別記第14号の3様式 削除

別記第14号の9様式から別記第14号の11様式までを次のように改める

別記第 1 4 号の 9 様式 (第 1 5 条関係)

省エネ基準工事監理状況報告書 (仕様基準用) (第一面)			
下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。 この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。			
年 月 日			
殿			
代表となる工事監理者	住 所 会社名 氏 名	電話 () () 級建築士事務所 () 登録第 () 号 () 級建築士 () 登録第 () 号	
工事施工者	住 所 会社名 氏 名	電話 () 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号 () 級建築士 () 登録第 () 号	
建 築 主	住 所 氏 名	電話 ()	
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
記			
工 事 現 場	名 称		
	建築場所	区 市	
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号	
計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号	
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造 (造 + 造) ・その他 ()	工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階・地下 階・PH 階	用途	
	建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m		
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法 (小規模版) ☐ 標準入力法	
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分

(第二面)	
適合判定通知書	
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
計画変更	
変更計画書 番号— 1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号— 2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号— 3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
軽微な変更	
軽微変更番号等— 1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等— 2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等— 3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
総合所見	

(第三面)

報告内容（以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備換気	換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備照明	非居室の照明設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備給湯	給湯設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。
なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

別記第 1 4 号の 1 0 様式 (第 1 5 条関係)

省エネ基準工事監理状況報告書 (仕様・計算併用法用) (第一面)			
下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。 この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。			
年 月 日			
殿			
代表となる工事監理者	住 所 会社名 氏 名	電 話 () () 級建築士事務所 () 登録第 () 号 () 級建築士 () 登録第 () 号	
工事施工者	住 所 会社名 氏 名	電 話 () 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号 () 級建築士 () 登録第 () 号	
建 築 主	住 所 氏 名	電 話 ()	
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
記			
工 事 現 場	名 称		
	建築場所	区 市	
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日	第 号
計画変更年月日及び番号		年 月 日	第 号
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造 (造 + 造) ・その他 ()	工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階・地下 階・P H 階	用途	
	建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m		
仕様・計算併用法の種別		☐ 外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法 ☐ 外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準	
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様基準 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法 (小規模版) ☐ 標準入力法	
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分

(第二面)	
適合判定通知書	
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
計画変更	
変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
軽微な変更	
軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
総合所見	

(第三面)

〔外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法の場合〕

報告内容（以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
基本情報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等）		A・B・C	適・不適
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式及び暖房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 暖房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式及び冷房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 冷房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気方式、換気設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備等の設置状況		A・B・C	適・不適

(第四面)				
給湯設備	(1) 給湯設備の有無及び熱源機の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) ふろ機能、給湯配管、水栓及び浴槽の仕様等		A・B・C	適・不適
設備 照明	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類及び制御等の設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	(1) パワーコンディショナの低下負荷効率		A・B・C	適・不適
	(2) 太陽電池アレイの種類及び容量		A・B・C	適・不適
	(3) パネルの設置状況		A・B・C	適・不適
太陽熱利用設備	(1) 太陽熱利用設備の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 液体集熱式太陽熱利用設備の種類及び品番		A・B・C	適・不適
	(3) 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(5) 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適
コージェネレーション設備	(1) コージェネレーション機器の品番及び種類		A・B・C	適・不適
	(2) 逆潮流の有無		A・B・C	適・不適

(第五面)				
[外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準の場合]				
報告内容 (以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)				
項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
基本情報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等 (主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等)		A・B・C	適・不適
外皮	(1) 熱的境界となる部位及び面積		A・B・C	適・不適
	(2) 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様及び熱貫流率		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況 (付属部材や庇の設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
	(4) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲 (鉄筋コンクリート造の場合)		A・B・C	適・不適
	(5) 基礎断熱部の基礎の形状及び範囲等		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(第六面)

設 換 備 気	換気設備の仕様及び設置 状況		A・B・C	適・不適
設 照 備 明	非居室の照明設備の仕様 及び設置状況		A・B・C	適・不適
設 給 備 湯	給湯設備の仕様及び設置 状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「仕様・計算併用法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条第 1 項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2 部（正本、副本）提出してください。
なお、確認後 1 部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

別記第 1 4 号の 1 1 様式 (第 1 5 条関係)

省エネ基準工事監理状況報告書 (標準計算法用) (第一面)			
下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。 この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。			
年 月 日			
殿			
代表となる工事監理者	住 所 会社名 氏 名	電 話 () () 級建築士事務所 () 登録第 () 号 () 級建築士 () 登録第 () 号	
工事施工者	住 所 会社名 氏 名	電 話 () 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号 () 級建築士 () 登録第 () 号	
建 築 主	住 所 氏 名	電 話 ()	
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
記			
工 事 現 場	名 称		
	建築場所	区 市	
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号	
計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号	
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造 (造 + 造) ・その他 ()	工事 種別	新築・増築・改築
規 模	地上 階・地下 階・PH 階	用 途	
	建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m		
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法 (小規模版) ☐ 標準入力法	
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分

(第二面)	
適合判定通知書	
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
計画変更	
変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
軽微な変更	
軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
総合所見	

(第三面)				
報告内容 (以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)				
項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
基本情報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等 (主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等)		A・B・C	適・不適
外皮	(1) 熱的境界となる部位及び面積		A・B・C	適・不適
	(2) 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様及び熱貫流率		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況 (付属部材や庇の設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
	(4) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲 (鉄筋コンクリート造の場合)		A・B・C	適・不適
	(5) 基礎断熱部の基礎の形状及び範囲等		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式及び暖房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 暖房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式及び冷房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 冷房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適

(第四面)				
換気設備	(1) 換気方式、換気設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
給湯設備	(1) 給湯設備の有無及び熱源機の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) ふろ機能、給湯配管、水栓及び浴槽の仕様等		A・B・C	適・不適
照明設備	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類及び制御等の設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	(1) パワーコンディショナの低下負荷効率		A・B・C	適・不適
	(2) 太陽電池アレイの種類及び容量		A・B・C	適・不適
	(3) パネルの設置状況		A・B・C	適・不適
太陽熱利用設備	(1) 太陽熱利用設備の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 液体集熱式太陽熱利用設備の種類及び品番		A・B・C	適・不適
	(3) 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(5) 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適

(第五面)				
コ ー ジ エ ネ レ ー シ ョ ン 設 備	(1) コージェネレーショ ン機器の品番及び種 類		A・B・C	適・不適
	(2) 逆潮流の有無		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「標準計算法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

別記第14号の11様式の次に次の7様式を加える。

別記第 1 4 号の 1 2 様式 (第 1 5 条関係)

省エネ基準工事監理状況報告書 (モデル建物法用)
(第一面)

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

代表となる工事監理者 住 所 電話 ()
会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
氏 名 () 級建築士 () 登録第 () 号

工事施工者 住 所 電話 ()
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
氏 名 () 級建築士 () 登録第 () 号

建 築 主 住 所 電話 ()
氏 名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

工 事 現 場	名 称				
	建築場所	区 市			
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号			
計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号			
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造 (造 + 造) ・その他 ()			工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階・地下 階・PH 階			用途	
	建築面積	m ² ・延面積	m ² ・最高の高さ		
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法 (小規模版) ☐ 標準入力法			
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分		

(第二面)	
適合判定通知書	
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
計画変更	
変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
軽微な変更	
軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
総合所見	

(第三面)

報告内容 (以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況 (ブラインドボックス及びひさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
空気調和設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(5) 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(6) 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 送風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適

(第四面)				
照 明 設 備	(1) 建物用途に応じた室の照明器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 各種制御の設置状況 (在室検知制御等※ 注意 7 参照)		A・B・C	適・不適
給 湯 設 備	(1) 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設 昇 降 機	昇降機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
発 太 陽 光 電 設 備	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
シ ョ ン 設 備	コージェネレーション設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条第 1 項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2 部（正本、副本）提出してください。なお、確認後 1 部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
- 7 照明設備の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御のことをいいます。

別記第 1 4 号の 1 3 様式 (第 1 5 条関係)

省エネ基準工事監理状況報告書 (モデル建物法 (小規模版) 用)
(第一面)

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

代表となる工事監理者 住 所 電話 ()
会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
氏 名 () 級建築士 () 登録第 () 号

工事施工者 住 所 電話 ()
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
氏 名 () 級建築士 () 登録第 () 号

建 築 主 住 所 電話 ()
氏 名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

工 事 現 場	名 称				
	建築場所	区 市			
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号			
計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号			
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造 (造 + 造) ・その他 ()	工事 種別	新築・増築・改築		
規模	地上 階・地下 階・PH 階	用途			
	建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m				
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法			
他の評価方法を活用している部分	評価方法	建築物の部分			

(第二面)	
適合判定通知書	
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
計画変更	
変更計画書 番号—1	年 月 日 (変更内容) 適合通知書番号 第 号
変更計画書 番号—2	年 月 日 (変更内容) 適合通知書番号 第 号
変更計画書 番号—3	年 月 日 (変更内容) 適合通知書番号 第 号
軽微な変更	
軽微変更番号等—1	年 月 日 (変更内容) 軽微な変更説明書番号 第 号
軽微変更番号等—2	年 月 日 (変更内容) 軽微な変更説明書番号 第 号
軽微変更番号等—3	年 月 日 (変更内容) 軽微な変更説明書番号 第 号
総合所見	

(第三面)

報告内容 (以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 外壁、屋根の断熱仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況 (ブラインド及びひさしの有無を含む。)		A・B・C	適・不適
空気調和設備	(1) 熱源機器の種類、台数及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 建物用途に応じた室の換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 送風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
照明設備	(1) 建物用途に応じた室の照明器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 省エネ制御等の設置状況		A・B・C	適・不適

(第四面)				
給 湯 設 備	(1) 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類、仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の種類及び設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「モデル建物法（小規模版）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条第 1 項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2 部（正本、副本）提出してください。
なお、確認後 1 部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

別記第 1 4 号の 1 4 様式 (第 1 5 条関係)

省エネ基準工事監理状況報告書 (標準入力法等用) (第一面)			
下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。 この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。			
年 月 日			
殿			
代表となる工事監理者	住 所 会社名 氏 名	電話 () () 級建築士事務所 () 登録第 () 号 () 級建築士 () 登録第 () 号	
工事施工者	住 所 会社名 氏 名	電話 () 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号 () 級建築士 () 登録第 () 号	
建 築 主	住 所 氏 名	電話 ()	
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
記			
工 事 現 場	名 称 建築場所	区 市	
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号	
計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号	
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造 (造 + 造) ・その他 ()	工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階・地下 階・PH 階 建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m	用途	
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法 (小規模版)	
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分

(第二面)	
適合判定通知書	
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
計画変更	
変更計画書 番号— 1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号— 2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号— 3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
軽微な変更	
軽微変更番号等— 1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等— 2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等— 3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
総合所見	

(第三面)

報告内容 (以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外 皮	(1) 外壁等を構成している建材・塗料等の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況 (ブラインドボックス及びひさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
空 気 調 和 設 備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 冷暖同時供給の有無		A・B・C	適・不適
	(3) 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 蓄熱システムの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(5) 2次ポンプの仕様 (流量制御方式を含む。) 及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(6) 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(7) 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(8) 空調機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(9) 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(10) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(11) 外気冷房制御の有無		A・B・C	適・不適

(第四面)				
	(12) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(13) 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気設備（換気代替空調機を含む。）の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む。）の設置状況		A・B・C	適・不適
照明設備	(1) 照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	適・不適
	(2) 各種制御の設置状況（在室検知制御等※注意 7 参照）		A・B・C	適・不適
給湯設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 太陽熱利用設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
昇降機設備	昇降機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	パワーコンディショナの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
コージェネレーションシステム設備	コージェネレーションシステムの仕様及び排熱利用先		A・B・C	適・不適

(第五面)

(注意)

- 1 本様式は、「標準入力法等」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条第 1 項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2 部（正本、副本）提出してください。なお、確認後 1 部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
- 7 照明設備の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御のことをいいます。

別記第 1 4 号の 1 5 様式 (第 1 5 条関係)

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書 (仕様基準用) (第一面)	
年 月 日	
殿	
申請者氏名	
申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。	
1 住宅の名称	
2 住宅の所在地	
3 確認済証交付年月日・番号	
4 軽微な変更の内容	
☐ 建築基準法施行規則第 3 条の 2 に該当する軽微な変更 ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条に該当する軽微な変更	
☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更	
5 備考	
(注意) 1 この説明書は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（以下「仕様基準」という。）」を用いた住宅の完了検査申請の際に、申請に係る住宅に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2 「3 確認済証交付年月日・番号」において、省エネ適合性判定を受けた場合は、省エネ適合性判定年月日・番号を記載してください。 3 「4 軽微な変更の内容」において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第二面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。 4 仕様基準に定める仕様に該当しない変更を行う場合、別途所管行政庁又は登録省エネ適合性判定機関による適合性判定が必要となりますので御注意ください。	受付欄

(第二面)	
〔 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 〕	
・変更内容	☐ 断熱構造とする部分の変更 ☐ 外皮の断熱性能等の変更 ☐ 開口部の断熱性能等の変更 ☐ その他 ()
・具体的な変更の記載欄	
・添付図書等	
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(第三面)

〔一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更〕

・変更内容

☐ 暖房設備

変更内容記入欄

〔

〕

☐ 冷房設備

変更内容記入欄

〔

〕

☐ 全館換気設備

変更内容記入欄

〔

〕

☐ 照明設備

変更内容記入欄

〔

〕

☐ 給湯設備

変更内容記入欄

〔

〕

・添付図書等

(注意)

変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

別記第 1 4 号の 1 6 様式 (第 1 5 条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 (仕様・計算併用法用)	
(第一面)	
年 月 日	
殿	
申請者氏名	
申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条(同規則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。	
1 住宅の名称	
2 住宅の所在地	
3 省エネ適合性判定年月日・番号	
4 仕様・計算併用法の種別	☐ 外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法 ☐ 外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準
5 軽微な変更の内容	
[仕様基準] ☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更 [標準計算法] ☐ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更 (建築物の用途や計算方法の変更を除く。)	
6 備考	
(注意)	受付欄
1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2 「5 軽微な変更の内容」において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第二面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Aにチェックした場合には第四面に、Bにチェックした場合には第五面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	

(第三面)

〔 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更 〕

・変更内容

☐ 暖房設備

変更内容記入欄

〔

〕

☐ 冷房設備

変更内容記入欄

〔

〕

☐ 全館換気設備

変更内容記入欄

〔

〕

☐ 照明設備

変更内容記入欄

〔

〕

☐ 給湯設備

変更内容記入欄

〔

〕

・添付図書等

(注意)

変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第四面)

[A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容

次の①から④までに該当する変更

- ☐①外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率若しくは日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）又は開口部面積が増加しない変更
- ☐②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ☐③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- ☐④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記変更内容についての具体的な内容

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第五面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の $BEI = (\quad) \leq 0.9$

・変更内容

次の①又は②に該当する変更

☐ ① 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ 10% を超えない増減

・変更前の U_k 値 = $(\quad) \leq (\quad) \times 0.9$ 、

変更前の η_{AC} 値 = $(\quad) \leq (\quad) \times 0.9$

☐ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか

- ☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更
- ☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更
- ☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
- ☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更

・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

別記第 1 4 号の 1 7 様式（第 1 5 条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（標準計算法用） （第一面）	
年 月 日	
殿	
申請者氏名	
申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。	
1 住宅の名称	
2 住宅の所在地	
3 省エネ適合性判定年月日・番号	
4 変更の内容	
☐ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
5 備考	
（注意） 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2 「4 変更の内容」において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(第二面)

〔A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更〕

・変更内容

次の①から④までに該当する変更

- ☐①外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率若しくは日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）又は開口部面積が増加しない変更
- ☐②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ☐③空調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- ☐④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記変更内容についての具体的な内容

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)

〔B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更〕

・変更前のB E I = () ≤ 0.9

・変更内容

次の①又は②に該当する変更

☐ ① 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減

・変更前の U_a 値 = () ≤ () × 0.9、
変更前の η_{AC} 値 = () ≤ () × 0.9

☐ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか

- ☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更
- ☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更
- ☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
- ☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更

・上記☐チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

別記第 1 4 号の 1 8 様式 (第 1 5 条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 (非住宅)

(第一面)

年 月 日

殿

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条 (同規則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。

1	建築物等の名称	
2	建築物等の所在地	
3	省エネ適合性判定年月日・番号	
4	変更の内容	
	☐ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更 (建築物の用途や計算方法の変更を除く。)	
5	備考	
(注意) 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2 「4 変更の内容」において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。		受付欄

(第二面)

[A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容

- ☐ 建築物の高さ又は外周長の減少
☐ 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
☐ 空気調和設備等の効率的利用の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む。）
☐ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
☐ その他（ ）

・上記変更内容についての具体的な内容

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)		
[B 一定範囲内で省エネ性能を低下させる変更]		
・変更前の B E I = () ≤ () × 0.9		
・変更となる設備の概要		
☐	空気調和設備 変更内容記入欄	
☐	機械換気設備 変更内容記入欄	
☐	照明設備 変更内容記入欄	
☐	給湯設備 変更内容記入欄	
☐	太陽光発電 変更内容記入欄	
・添付図書等		
☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 仕様書 ☐ 機器表 ☐ 仕様シート ☐ その他（ ）		
(注意) 変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要な事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。		

(第三面 別紙 1)

[空気調和設備関係]

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

イ 外壁の平均熱貫流率について 5 % を超えない増加 かつ 窓の平均日射熱取得率について 5 % を超えない増加

・外壁の平均熱貫流率について 5 % を超えない増加の確認

変更内容 ☐断熱材種類 ☐断熱材厚み
 変更する方位 ☐全方位 ☐一部方位のみ(方位)
 変更前・変更後の平均熱貫流率
 変更前() 変更後() 増加率() %

・窓の平均熱貫流率について 5 % を超えない増加

変更内容 ☐ガラス種類 ☐ブラインドの有無
 変更する方位 ☐全方位 ☐一部方位のみ(方位)
 変更前・変更後の平均熱貫流率
 変更前() 変更後() 増加率() %

ロ 熱源機器の平均効率について 10 % を超えない低下

・平均熱源効率(冷房平均 COP)

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
 変更前・変更後の平均熱源効率
 変更前() 変更後() 減少率() %

・平均熱源効率(暖房平均 COP)

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
 変更前・変更後の平均熱源効率
 変更前() 変更後() 減少率() %

(第三面 別紙 2)

[機械換気設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

イ 送風機の電動機出力について 10%を超えない増加

室用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

ロ 計算対象床面積について 5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合のみ)

室用途 (駐車場)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 (厨房)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第三面 別紙 3)

[照明設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次の変更該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

単位床面積当たりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加

室用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第三面 別紙 4)

〔給湯設備関係〕

評価の対象となる湯の使用用途ごとに、次の変更該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

給湯機器の平均効率について 10 % を超えない低下

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第三面 別紙 5)

[太陽光発電関係]

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

イ 太陽電池アレイのシステム容量について 2 % を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値 ()

変更後 システム容量の合計値 ()

変更前・変更後のシステム容量減少率 () %

ロ パネル方位角について 30 度を超えない変更又は傾斜角について 10 度を超えない変更

パネル番号 ()

パネル方位角 ☐ 30 度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 ☐ 10 度を超えない変更 () 度変更

パネル番号 ()

パネル方位角 ☐ 30 度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 ☐ 10 度を超えない変更 () 度変更

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行
細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 5 号

江東区都市の低炭素化の促進に関する法律
施行細則の一部を改正する規則

江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行
細則（平成 2 4 年 1 2 月江東区規則第 6 8 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 4
条第 1 項」に改める。

第 6 条第 2 項中「特定構造計算基準又は」を「特
定構造計算基準若しくは」に、「どうかの審査」を
「否かの審査又は建築物の計画（建築基準法第 2
0 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物に係るもののう
ち、構造設計 1 級建築士の構造設計に基づくもの
又は当該建築物が構造関係規定に適合することを
構造設計 1 級建築士が確認した構造設計に基づく
ものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増
改築構造計算基準に適合するか否かの審査」に改
める。

第 9 条中「第 1 8 条第 1 4 項」を「第 1 8 条第
1 5 項」に改める。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のよう
に改める。

別記第 1 号様式 (第 5 条関係)

認 定 申 請

手数料額計算書

(都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 3 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法

非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表第 7 1 の(1)の ア 円(a)	別表第 7 1 の(2)の ア 円(A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第 7 1 の(1)のイの(ア) 円(b)	別表第 7 1 の(2)のイの(ア) 円(B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第 7 1 の(1)の ア 円(c)	別表第 7 1 の(2)の ア 円(C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第 7 1 の(1)のイの(イ) 円(d)	別表第 7 1 の(2)のイの(イ) 円(D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 円

(注意)

- 1 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。
- 2 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 3 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。

別記第 2 号様式 (第 5 条関係)

変更認定申請

手数料額計算書

(都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 5 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)
- ☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)
- 住宅部分：
- ☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
- 非住宅部分：
- ☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表第 7 2 の(1)の ア 円(a')	別表第 7 2 の(2)の ア 円(A')
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第 7 2 の(1)のイの(ア) 円(b')	別表第 7 2 の(2)のイの(ア) 円(B')
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第 7 2 の(1)の ア 円(c')	別表第 7 2 の(2)の ア 円(C')
	非住宅部分の床面積の合計	別表第 7 2 の(1)のイの(イ) 円(d')	別表第 7 2 の(2)のイの(イ) 円(D')
		(b') + (d') 又は (c') + (d')	(B') + (D') 又は (C') + (D')
	計	円	円

合計 円

(注意)

- 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。
- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 5 条第 2 項の規定において準用する第 5 4 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 6 号

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成 2 8 年 6 月江東区規則第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「にあっては当該申請が法第 3 5 条第 1 項」を「は、当該申請が法第 3 0 条第 1 項」に改め、「、基準適合認定申請をしようとする者」にあっては当該申請が法第 4 1 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に、それぞれ」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条の表中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 4 条第 1 項」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する図書）

第 5 条 省令第 3 条第 1 項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを示す次に掲げる書類のいずれかを有する場合は、当該書類

ア 住宅品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（提出又は通知に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）又はその写し

イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 7 条（第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による認定通知書（以下「長期優良住宅認定通知書」という。）又はその写し

ウ 住宅品確法第 6 条の 2 第 5 項に規定する長期使用構造等である旨の確認書（以下「長期使用構造等確認書」という。）又はその写し

エ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行

規則（平成 2 4 年国土交通省令第 8 6 号）

第 4 3 条第 1 項の規定による認定通知書（以下「低炭素建築物認定通知書」という。）

又はその写し

オ 省令第 2 4 条第 1 項の規定による認定通知書（以下「性能向上計画認定通知書」という。）又はその写し

(2) 手数料額計算書（適合性判定）（別記第 1 号様式）（適合性判定の場合に限る。）又は手数料額計算書（計画変更適合性判定）（別記第 1 号の 2 様式）（計画変更適合性判定の場合に限る。）

2 省令第 3 条第 3 項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、前項第 1 号に掲げる書類を添付する場合において、省令第 3 条 1 項に掲げる図書のうち区長が必要と認める図書とする。

3 江東区事務手数料条例（昭和 3 3 年 3 月江東区条例第 4 号）別表第 8 の 2 の部 (1) の項及び 3 の部 (1) の項に規定する区長が定める書類は、第 1 項第 1 号に掲げる図書とする。

第 6 条に見出しとして「(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に添付する図書)」を付し、同条第 1 項各号列記以外の部分中「第 3 0 条第 1 項」を「第 2 0 条第 1 項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す次に掲げる書類を有する場合は、当該書類

ア 登録性能判定機関による技術的審査適合証

イ 住宅品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の写し

(2) 手数料額計算書（計画認定申請）（別記第 1 号の 3 様式）（計画認定申請（別記第 1 号の 4 様式に係る申請を除く。）の場合に限る。）、手数料額計算書（複数建築物の計画認定申請）（別記第 1 号の 4 様式）（複数建築物に係る計画認定申請の場合に限る。）、手数料額計算書（計画変更認定申請）（別記第 2 号様式）（計画変更認定申請（別記第 2 号の 2 様式に係る申請を除く。）の場合に限る。）又は手数料額計算書（複数建築物の計画変更認定申請）（別記第 2 号の 2 様式）（複数建築物に係る計画変更認定申請の場合に限る。）

第 6 条第 2 項中「第 3 0 条第 3 項」を「第 2 0 条第 3 項」に、「第 2 3 条第 1 項」を「第 2 0 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「別表第 8 の 5 の部

(1)の項」を「別表第 8 の 4 の部(1)の項及び 5 の部(1)の項」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 3 5 条第 2 項」を「第 3 0 条第 2 項」に、「第 3 6 条第 2 項」を「第 3 1 条第 2 項」に改め、同条第 2 項中「第 3 5 条第 2 項」を「第 3 0 条第 2 項」に、「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に改め、「否かの審査」の次に「又は建築物の計画（建築基準法第 2 0 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計 1 級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計 1 級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するか否かの審査」を加える。

第 8 条中「第 3 5 条第 3 項」を「第 3 0 条第 3 項」に、「第 3 6 条第 2 項」を「第 3 1 条第 2 項」に、「別記第 4 号様式」を「別記第 3 号様式」に改める。

第 9 条の見出し中「計画認定申請」を「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、「同項の規定による」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「別記第 6 号様式」を「別記第 5 号様式」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「これらの」を「当該」に、「別記第 5 号様式」を「別記第 4 号の 2 様式」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

建築物エネルギー消費性能確保計画又は変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出又は通知した者は、区長が当該提出又は通知に対する適合性判定を行う前に、これらの提出又は通知を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第 4 号様式）の正本及び副本により区長に届け出なければならない。

第 1 0 条中「第 3 5 条第 1 項」を「第 3 0 条第 1 項」に、「第 1 8 条第 1 4 項」を「第 1 8 条第 1 5 項」に、「第 3 6 条第 2 項」を「第 3 1 条第 2 項」に、「別記第 7 号様式」を「別記第 6 号様式」に改める。

第 1 1 条中「第 3 7 条」を「第 3 2 条」に、「第 3 5 条第 1 項」を「第 3 0 条第 1 項」に、「第 3 6 条第 1 項」を「第 3 1 条第 1 項」に、「別記第 8 号様式」を「別記第 7 号様式」に改める。

第 1 2 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「認定建築主」を「届出をした者」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「別記第 9 号様式」

を「別記第 8 号の 2 様式」に、「別記様式第 3 4」を「別記様式第 2 8」に、「別記様式第 3 6」を「別記様式第 3 0」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

適合性判定又は計画変更適合性判定に係る適合判定通知書の交付を受けた建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物の建築を取りやめるときは、建築取りやめ届（別記第 8 号様式）の正本及び副本に、省令別記様式第 3 又は省令別記様式第 1 3 による適合判定通知書を添付して、区長に届け出なければならない。

第 1 3 条第 1 号中「別記第 1 0 号様式」を「別記第 9 号様式」に改め、同条第 2 号中「別記第 1 1 号様式」を「別記第 1 0 号様式」に改める。

第 1 4 条の見出し中「特定建築物等に係る」を削り、同条第 1 項中「第 1 7 条第 1 項又は第 2 1 条第 1 項」を「第 1 5 条第 1 項」に、「別記第 1 1 号の 2 様式」を「別記第 1 0 号の 2 様式」に改め、同条第 2 項を削る。

第 1 5 条中「第 3 9 条」を「第 3 4 条」に、「別記第 1 3 号様式」を「別記第 1 1 号様式」に改める。

第 1 6 条を削る。

第 1 7 条第 1 項第 2 号中「別表第 8 の 1 の項」を「別表第 8 の 2 の項」に改め、「（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）」を削り、同条第 2 項中「別記第 1 5 号様式」を「別記第 1 2 号様式」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 1 条の規定による軽微変更該当証明申請書（別記第 1 6 号様式）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 3 条の規定による軽微変更該当証明申請書（別記第 1 3 号様式）」に、「第 1 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 1 条の規定による軽微変更該当証明申請書（別記第 1 7 号様式）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 3 条の規定による軽微変更該当証明申請書（別記第 1 4 号様式）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 1 条の規定による軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 3 条の規定による軽微変更該当証明申請書」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 江東区事務手数料条例別表第 8 の 6 の部(1)の項に規定する区長が定める書類は、次に掲げ

る書類とする。

- (1) 設計住宅性能評価書又はその写し
- (2) 長期優良住宅認定通知書又はその写し
- (3) 長期使用構造等確認書又はその写し
- (4) 低炭素建築物認定通知書又はその写し
- (5) 性能向上計画認定通知書又はその写し

第 17 条を第 16 条とする。

第 18 条第 1 項中「省令第 29 条」を「省令第 28 条」に、「第 26 条」を「第 25 条」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 29 条の規定による軽微変更該当証明申請書（別記第 18 号様式）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 28 条の規定による軽微変更該当証明申請書（別記第 15 号様式）」に、「第 23 条第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 29 条の規定による軽微変更該当証明書（別記第 19 号様式）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 28 条の規定による軽微変更該当証明書（別記第 16 号様式）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 29 条の規定による軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 28 条の規定による軽微変更該当証明申請書」に改め、同条を第 17 条とする。

別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 5 条関係)

手数料額計算書 (適合性判定)

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は
第 12 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定)

- 1 建築物の用途 (該当する□にレを記入) ☐一戸建て住宅 ☐一戸建て住宅以外の住宅
☐工場等のみ ☐工場等のみの場合以外の非住宅
- 2 計画の評価方法 (該当する□にレを記入) 住宅部分: ☐仕様基準 ☐仕様・計算併用法 ☐標準計算法
非住宅部分: ☐モデル建物法 ☐標準入力法等

3 手数料額

計画の種類 (計画の該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表第 8 2 の(1)のア 円(a)	別表第 8 2 の(2)のア 円(A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第 8 2 の(1)のイの(ア) 円(b)	別表第 8 2 の(2)のイの(ア) 円(B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第 8 2 の(1)のア 円(c)	別表第 8 2 の(2)のア 円(C)
	工場等の場合の床面積の合計		別表第 8 2 の(2)のイの(イ) 円(D)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第 8 2 の(1)のイの(イ) 円(e)	別表第 8 2 の(2)のイの(イ) 円(E)
	計	(b) + (e) 又は (c) + (e) 円	(B) + (E)、(C) + (E) 又は (D) + (E) 円

合計 _____円

(注意)

- 「適合証等」とは、江東区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する図書をいう。
- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等の場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

別記第 1 号の 2 様式 (第 5 条関係)

手数料額計算書 (計画変更適合性判定)

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 2 項又は
第 12 条第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定)

- 1 建築物の用途 (該当する□にレを記入) ☐一戸建て住宅 ☐一戸建て住宅以外の住宅
☐工場等のみ ☐工場等のみの場合以外の非住宅
- 2 計画の評価方法 (該当する□にレを記入) 住宅部分：
☐仕様基準 ☐仕様・計算併用法 ☐標準計算法
非住宅部分：
☐モデル建物法 ☐標準入力法等

3 手数料額

計画の種類 (計画の該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表第 8 3 の(1)のア 円 (a')	別表第 8 3 の(2)のア 円 (A')
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第 8 3 の(1)のイの(ア) 円 (b')	別表第 8 3 の(2)のイの(ア) 円 (B')
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第 8 3 の(1)のア 円 (c')	別表第 8 3 の(2)のア 円 (C')
	工場等のみの場合の床面積の合計		別表第 8 3 の(2)のイの(イ) 円 (D')
	非住宅部分の床面積の合計	別表第 8 3 の(1)のイの(イ) 円 (e')	別表第 8 3 の(2)のイの(イ) 円 (E')
	計	(b') + (e') 又は (c') + (e') 円	(B') + (E')、(C') + (E') 又は (D') + (E') 円

合計 _____ 円

(注意)

- 「適合証等」とは、江東区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する図書をいう。
- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

別記第 1 号の 3 様式 (第 6 条関係)

手数料額計算書 (計画認定申請)

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 ☐ 建築物全体
(該当する□にレを記入) ☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法 住宅部分：
(該当する□にレを記入) ☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額

計画の種類 (計画の該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表第 8 4 の (1) のア 円 (a)	別表第 8 4 の (2) のア 円 (A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第 8 4 の (1) のイの (7) 円 (b)	別表第 8 4 の (2) のイの (7) 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第 8 4 の (1) のア 円 (c)	別表第 8 4 の (2) のア 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第 8 4 の (1) のイの (i) 円 (d)	別表第 8 4 の (2) のイの (i) 円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 _____ 円

(注意)

- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

別記第 1 号の 4 様式 (第 6 条関係)

手数料額計算書(複数建築物の計画認定申請)

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体(複数建築物の認定)
- 2 計画の評価方法 (該当する□にレを記入)
- 住宅部分：
- ☐ 誘導仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法
- ☐ 標準計算法
- 非住宅部分：
- ☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類 (該当する□にレを記入)			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請 建築物	☐ 一戸建て住宅	m ²	別表第 8 4 の(1)の ア 円 (a)	別表第 8 4 の(2)の ア 円 (A)
	☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第 8 4 の(2)のイの(7) 円 (b)	別表第 8 4 の(2)のイの(7) 円 (B)
		住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 m ²	別表第 8 4 の(1)の ア 円 (b)	別表第 8 4 の(2)の ア 円 (C)
		非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第 8 4 の(1)のイの(1) 円 (d)	別表第 8 4 の(2)のイの(1) 円 (D)
		計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円
他の建築物	合計	m ²	(e) 円	(E) 円

合計 円

(注意)

- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 金額(e)及び(E)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

別紙

手数料額計算書(他の建築物)

手数料額の計算

申請の種類 (該当する□にレを記入)			適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物	□一戸建て住宅		別表第 8 4 の(1)のア 円(a)	別表第 8 4 の(2)のア 円(A)
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第 8 4 の(2)のイの(7) 円(b)	別表第 8 4 の(2)のイの(7) 円(B)
		住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第 8 4 の(1)のア 円(c)	別表第 8 4 の(2)のア 円(C)
		非住宅部分の床面積の合計	別表第 8 4 の(1)のイの(f) 円(d)	別表第 8 4 の(2)のイの(f) 円(D)
	計		(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円
他の建築物	□一戸建て住宅		別表第 8 4 の(1)のア 円(a)	別表第 8 4 の(2)のア 円(A)
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第 8 4 の(2)のイの(7) 円(b)	別表第 8 4 の(2)のイの(7) 円(B)
		住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第 8 4 の(1)のア 円(c)	別表第 8 4 の(2)のア 円(C)
		非住宅部分の床面積の合計	別表第 8 4 の(1)のイの(f) 円(d)	別表第 8 4 の(2)のイの(f) 円(D)
	計		(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円
他の建築物	□一戸建て住宅		別表第 8 4 の(1)のア 円(a)	別表第 8 4 の(2)のア 円(A)
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第 8 4 の(2)のイの(7) 円(b)	別表第 8 4 の(2)のイの(7) 円(B)
		住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第 8 4 の(1)のア 円(c)	別表第 8 4 の(2)のア 円(C)
		非住宅部分の床面積の合計	別表第 8 4 の(1)のイの(f) 円(d)	別表第 8 4 の(2)のイの(f) 円(D)
	計		(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円
他の建築物	合計		円(e)	円(E)

別記第 2 号様式 (第 6 条関係)

手数料額計算書 (計画変更認定申請)

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 ☐ 建築物全体
(該当する□にレを記入) ☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法 住宅部分：
(該当する□にレを記入) ☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額

計画の種類 (計画の該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表第 8 5 の(1)のア 円 (a')	別表第 8 5 の(2)のア 円 (A')
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第 8 5 の(1)のイの(7) 円 (b')	別表第 8 5 の(2)のイの(7) 円 (B')
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 m ²	別表第 8 5 の(1)のア 円 (c')	別表第 8 5 の(2)のア 円 (C')
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第 8 5 の(1)のイの(イ) 円 (d')	別表第 8 5 の(2)のイの(イ) 円 (D')
	計	(b') + (d') 又は (c') + (d') 円	(B') + (D') 又は (C') + (D') 円

合計 _____ 円

(注意)

- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 31 条第 2 項の規定において準用する第 30 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

別記第 2 号の 2 様式 (第 6 条関係)

手数料額計算書(複数建築物の計画変更認定申請)

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体(複数建築物の認定)
- 2 計画の評価方法 (該当する□にレを記入)
- 住宅部分:
- ☐ 誘導仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法
- ☐ 標準計算法
- 非住宅部分:
- ☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類 (該当する□にレを記入)			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物	☐ 一戸建て住宅	m ²	別表第 8 5 の(1)の A 円 (a')	別表第 8 5 の(2)の A 円 (A')
	☐ 一戸建て住宅以外の建築物			
	住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第 8 5 の(2)のイの(7) 円 (b')	別表第 8 5 の(2)のイの(7) 円 (B')
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	m ²	別表第 8 5 の(1)の A 円 (b')	別表第 8 5 の(2)の A 円 (C')
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第 8 5 の(1)のイの(7) 円 (d')	別表第 8 5 の(2)のイの(7) 円 (D')
		計	(b') + (d') 又は (c') + (d') 円	(B') + (D') 又は (C') + (D') 円
他の建築物	合計	m ²	(e') 円	(E') 円

合計 円

(注意)

- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 1 条第 2 項の規定において準用する第 3 0 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 金額 (e') 及び (E') には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

別紙

手数料額計算書(他の建築物)

手数料額の計算

申請の種類 (該当する□にレを記入)			適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物	□一戸建て住宅		別表第 8 5 の(1)のア 円(a')	別表第 8 5 の(2)のア 円(A')
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第 8 5 の(2)のイの(7) 円(b')	別表第 8 5 の(2)のイの(7) 円(B')
		住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第 8 5 の(1)のア 円(c')	別表第 8 5 の(2)のア 円(C')
		非住宅部分の床面積の合計	別表第 8 5 の(1)のイの(4) 円(d')	別表第 8 5 の(2)のイの(4) 円(D')
	計		(b') + (d') 又は (c') + (d') 円	(B') + (D') 又は (C') + (D') 円
他の建築物	□一戸建て住宅		別表第 8 5 の(1)のア 円(a')	別表第 8 5 の(2)のア 円(A')
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第 8 5 の(2)のイの(7) 円(b')	別表第 8 5 の(2)のイの(7) 円(B')
		住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第 8 5 の(1)のア 円(c')	別表第 8 5 の(2)のア 円(C')
		非住宅部分の床面積の合計	別表第 8 5 の(1)のイの(4) 円(d')	別表第 8 5 の(2)のイの(4) 円(D')
	計		(b') + (d') 又は (c') + (d') 円	(B') + (D') 又は (C') + (D') 円
他の建築物	□一戸建て住宅		別表第 8 5 の(1)のア 円(a')	別表第 8 5 の(2)のア 円(A')
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第 8 5 の(2)のイの(7) 円(b')	別表第 8 5 の(2)のイの(7) 円(B')
		住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第 8 5 の(1)のア 円(c')	別表第 8 5 の(2)のア 円(C')
		非住宅部分の床面積の合計	別表第 8 5 の(1)のイの(4) 円(d')	別表第 8 5 の(2)のイの(4) 円(D')
	計		(b') + (d') 又は (c') + (d') 円	(B') + (D') 又は (C') + (D') 円
他の建築物	合計		円(e')	円(E')

別記第 3 号様式 (第 8 条関係)

計画通知書

第 年 月 日 号

建築主事等 殿

江東区長



建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 2 項 (同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。) による申出が下記のとおりあったので、同法第 30 条第 3 項 (同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により下記のとおり建築物エネルギー消費性能向上計画を通知します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び申請者の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 添付書類 建築確認申請書

別記第 4 号様式 (第 9 条関係)

取下げ届

年 月 日

江東区長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

下記の計画を取り下げたいので、江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
法律施行細則第 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付年月日
年 月 日
- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置
- 4 取下げの理由

(注意)

申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		認 定 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当氏名		担当氏名	

別記第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 4 号の 2 様式 (第 9 条関係)

取下げ届

年 月 日

江東区長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

下記の申請を取り下げたいので、江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
法律施行細則第 9 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号
第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日
年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 取下げの理由

(注意)

申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		認 定 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当氏名		担当氏名	

別記第 5 号様式から別記第 8 号様式までを次の
ように改める。

別記第 5 号様式 (第 9 条関係)

取下げ通知書

第 年 月 号 日

建築主事等 殿

江東区長



下記の申請は、申請者により取り下げられたので、江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 9 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号

第 号

- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日

年 月 日

- 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び申請者の氏名又は名称

- 4 申請に係る建築物の位置

別記第 6 号様式 (第 10 条関係)

不認定通知書

第 年 月 号 日

様

江東区長



下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項 (同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による認定をしないこととしたので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

※ この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

※ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 7 号様式 (第 1 1 条関係)

新築等状況報告書

年 月 日

江東区長 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 2 条の規定により、下記のとおりエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

(注意)

認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		認 定 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当氏名		担当氏名	

別記第 8 号様式 (第 1 2 条関係)

建築取りやめ届

年 月 日

江東区長 殿

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 1 2 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定通知書番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定通知書年月日
年 月 日
- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置

(注意)

建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		通 知 書 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当氏名		担当氏名	

別記第 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 8 号の 2 様式 (第 1 2 条関係)

建築取りやめ届

年 月 日

江東区長 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 1 2 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

(注意)

認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		認 定 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当氏名		担当氏名	

別記第 9 号様式及び別記第 1 0 号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式 (第 13 条関係)

工事完了報告書 (建築士)

年 月 日

江東区長 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 13 条第 1 号の規定により報告します。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 計画に従って建築物の建築工事が完了したことを確認した建築士

(級) 建築士 () 登録第 号

住所

氏名

(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号

名称

所在地

5 建築工事完了の日

年 月 日

(注意)

認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		認 定 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当氏名		担当氏名	

別記第 10 号様式 (第 13 条関係)

工事完了報告書 (施工者)

年 月 日

江東区長 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 13 条第 2 号の規定により報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 当該建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を実施した施工者
施工者の住所
氏名
建設業の許可番号
主任技術者の氏名
- 5 建築工事完了の日
年 月 日

(注意)

認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		認 定 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当氏名		担当氏名	

別記第 10 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 10 号の 2 様式 (第 14 条関係)

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書

年 月 日

江東区長 殿

建築主等の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主等の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関し、江東区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 14 条の規定により報告します。

記

1 報告に係る建築物の位置

2 報告内容

(注意)

建築主等が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
別記第 11 号様式を次のように改める。

別記第11号様式(第15条関係)

認定取消通知書

第 年 月 日

様

江東区長

印

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条の規定により、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消したので通知します。

記

認 定 番 号	第	号
認 定 年 月 日	年 月 日	
確 認 番 号	第	号
確 認 年 月 日	年 月 日	
建築主事等の氏名		

- 1 認定建築主の氏名又は名称
- 2 認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定に係る建築物の構造
- 5 取消しの理由

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

※ この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

※ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第11号の2様式を削る。

別記第12号様式から別記第16号様式までを次のように改める。

別記第 1 2 号様式 (第 1 6 条関係)

手数料額計算書 (軽微変更証明)

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 3 条の規定による
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明)

- 1 建築物の用途 (該当する□にレを記入) ☐一戸建て住宅 ☐一戸建て住宅以外の住宅
☐工場等のみ ☐工場等のみの場合以外の非住宅
- 2 計画の評価方法 (該当する□にレを記入) 住宅部分：
☐仕様基準 ☐仕様・計算併用法 ☐標準計算法
 非住宅部分：
☐モデル建物法 ☐標準入力法等

3 手数料額

計画の種類 (計画の該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表第 8 6 の(1)のア 円 (a)	別表第 8 6 の(2)のア 円 (A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第 8 6 の(1)のイの(ア) 円 (b)	別表第 8 6 の(2)のイの(ア) 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第 8 6 の(1)のア 円 (c)	別表第 8 6 の(2)のア 円 (C)
	工場等のみの場合の床面積の合計		別表第 8 6 の(2)のイの(イ) 円 (D)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第 8 6 の(1)のイの(イ) 円 (e)	別表第 8 6 の(2)のイの(イ) 円 (E)
	計	(b) + (e) 又は (c) + (e) 円	(B) + (E)、(C) + (E) 又は (D) + (E) 円

合計 _____ 円

(注意)

- 「適合証等」とは、江東区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 1 6 条第 4 項各号に規定する図書をいう。
- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。

別記第 1 3 号様式 (第 1 6 条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 3 条の
規定による軽微変更該当証明申請書

年 月 日

江東区長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 3 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条 (第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。) の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- 1 計画を変更する直前の適合性判定通知書番号
第 号
- 2 適合性判定通知書交付年月日
年 月 日
- 3 適合性判定通知書交付者

(注意)

- 1 添付書類として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条第 1 項に規定する図書及び建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書 (変更に係る部分に限る。) 並びに同規則別記様式第 1 の第 2 面から第 6 面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		証 明 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当氏名		担当氏名	

別記第 1 4 号様式 (第 1 6 条関係)

第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 3 条の
規定による軽微変更該当証明書

様

江東区長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物
のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条 (第 9 条第 2 項におい
て準用する場合を含む。) に規定する軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

(注意) この証明書は、大切に保存してください。

別記第 15 号様式 (第 17 条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 28 条の
規定による軽微変更該当証明申請書

年 月 日

江東区長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 28 条の規定により、下記の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第 25 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 計画を変更する直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定通知書交付者

(注意)

- 1 添付書類として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 20 条第 1 項に規定する図書及び建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に要した図書(変更に係る部分に限る。)並びに同規則別記様式第 27 の第 2 面から第 4 面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		証 明 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当氏名		担当氏名	

別記第 1 6 号様式 (第 1 7 条関係)

第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 8 条の規定
による軽微変更該当証明書

様

江東区長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物
のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 5 条の軽微な変更該当
していることを証明します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 証明に係る建築物の位置
- 3 証明に係る建築物又はその部分の概要

(注意) この証明書は、大切に保存してください。

別記第 1 7 号様式から別記第 1 9 号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 7 号

江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正する規則

江東区私道整備助成条例施行規則（昭和 4 2 年 1 2 月江東区規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 3 条関係)

工種		形状	単位	単価 (円)
取りこわし工		手こわし	m ³	88, 668
排水 本管工 (路面排水のみを流すものに限る。)	改修	内径 150mm 塩化ビニル 深さ 1.1m 未満	m	46, 313
		内径 150mm 塩化ビニル 深さ 1.1m 以上	m	65, 404
		内径 200mm 塩化ビニル 深さ 1.1m 未満	m	49, 362
		内径 200mm 塩化ビニル 深さ 1.1m 以上 1.7m 未満	m	79, 527
		内径 200mm 塩化ビニル 深さ 1.7m 以上	m	99, 224
		内径 250mm 塩化ビニル 深さ 1.1m 未満	m	65, 199
		内径 250mm 塩化ビニル 深さ 1.1m 以上 1.7m 未満	m	88, 748
		内径 250mm 塩化ビニル 深さ 1.7m 以上	m	109, 474
L 形 溝工	新設	鉄筋コンクリート L 形 250A 砕石基礎	m	27, 201
		鉄筋コンクリート L 形 250A コンクリート基礎	m	33, 943
		鉄筋コンクリート L 形 250B コンクリート基礎	m	33, 040
	改修	鉄筋コンクリート L 形 250A 砕石基礎	m	33, 013
		鉄筋コンクリート L 形 250A コンクリート基礎	m	41, 077
		鉄筋コンクリート L 形 250B コンクリート基礎	m	40, 203
	補修	250A 砕石基礎 ブロック 100% 再利用	m	20, 866
		250A コンクリート基礎 ブロック 100% 再利用	m	21, 358
		250B コンクリート基礎 ブロック 100% 再利用	m	21, 858
		300B コンクリート基礎 ブロック取替	m	25, 909
L 形 用集 水ま す	設置工 (新設)	250 用	箇所	91, 729
	設置工 (改修)	250 用	箇所	93, 148
	導水管工	塩化ビニル VUφ150	m	29, 359
		塩化ビニル VUφ100	m	25, 581
	ソケット取付工	硬質塩化ビニル φ150	箇所	15, 929

		硬質塩化ビニル $\phi 100$	箇所	13,983
	縁塊ふた取替工	250用	箇所	43,443
	調整工		箇所	9,686
L形 用汚 水ま す	縁塊ふた取替工		箇所	41,085
	調整工		箇所	9,686
円形 汚水 ます ・改 良ま す	縁塊ふた取替工		箇所	58,684
	調整工		箇所	11,073
人孔	縁塊ふた取替工		箇所	190,411
	調整工		箇所	11,073
舗装 工	新設	人力	総厚 14.0cm 細粒度	m ² 15,408
			総厚 14.0cm 開粒度	m ² 14,906
			総厚 15.0cm 再生密粒度	m ² 16,046
	機械人 力	総厚 20.0cm	m ²	19,179
		再生密・粗粒度		
	改修	人力	総厚 14.0cm 細粒度	m ² 19,763
			既設アスファルト舗装	
			総厚 14.0cm 細粒度	m ² 19,852
			既設コンクリート舗装	
			総厚 14.0cm 開粒度	m ² 19,261
			既設アスファルト舗装	
			総厚 14.0cm 開粒度	m ² 19,351
			既設コンクリート舗装	
			総厚 15.0cm 再生密粒度	m ² 24,407
			既設アスファルト舗装	
			総厚 15.0cm 再生密粒度	m ² 24,520
			既設コンクリート舗装	
	機械人 力	総厚 20.0cm	m ²	23,781
		再生密・粗粒度		
	機械	既設アスファルト舗装		
		総厚 20.0cm	m ²	23,591
		再生密・粗粒度		
		既設コンクリート舗装		
	被覆	人力	総厚 20.0cm	m ² 14,307
			再生密・粗粒度	
			既設アスファルト舗装	
			総厚 20.0cm	m ² 14,193
			再生密・粗粒度	
			既設コンクリート舗装	
	被覆	人力	厚 5.0cm 再生密粒度	m ² 5,785

	機械	厚 5. 0 c m 再生密粒度	m ²	3, 3 2 4
交通誘導警備員費			人・日	3 3, 5 8 4

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 8 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 2 第 3 項中「第 4 6 条の 2 第 3 項」を「第 4 6 条の 2 第 4 項」に改める。

別記第 2 6 号様式及び別記第 2 6 号の 2 様式を次のように改める。

別記第 2 6 号様式 (第 1 5 条の 2 関係)

軽自動車税 (種別割) 減免申請書 (身体障害者等用)

年 月 日

江東区長 殿

軽自動車税 (種別割) の減免について以下のとおり申請します。

		年度				税額				円	
納税義務者	個人番号										
	氏名										
	住所										
	電話番号										
車両の情報	車両番号又は標識番号					用途					
	主たる定置場	江東区									
	使用目的 (該当に○)	通所 ・ 通院 ・ 通学 ・ 通園 ・ その他()									
	種別 (該当に○)	軽自動車(二輪 ・ 三輪 ・ 四輪以上 ・ 雪上車) 原動機付自転車 ・ 小型特殊自動車 ・ 二輪の小型自動車									
障害のある方	氏名					(歳)		納税義務者 との続柄			
	住所										
	手帳の種類 (該当に○)	身体障害者手帳 ・ 戦傷病者手帳 ・ 愛の手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳									
	手帳の番号					交付年月日					
	障害名(級)										
	障害等級										
運転する方の情報	氏名					納税義務者 との続柄					
	住所										
	運転免許証又は 免許情報記録の番号										
	運転免許の 年 月 日					運転免許証又は 免許情報記録の有効期限					
	運転免許の種類					運転免許の条件					

(注) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかと運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び車検証等を提示してください。

別記第 2 6 号の 2 様式 (第 1 5 条の 2 関係)

軽自動車税 (種別割) 減免申請書

年 月 日

江東区長 殿

所有者等 (納税義務者)

名 称
(氏 名) _____

所 在 地
住 所 _____

軽自動車税 (種別割) の減免について以下のとおり申請します。

種 別	軽自動車等 ☐ 二 輪 ☐ 三 輪 ☐ 四 輪 乗 用 ☐ 四 輪 貨 物 ☐ 営 業 用 ☐ 二 輪 の 小 型 自 動 車				
主 たる 定 置 場 所					
原 動 機 の 型 式					
原 動 機 の 総排気量又は定格出力※					
用 途					
形 状					
車両番号又は標識番号					

※ 二輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のものは、原動機の総排気量及び最高出力

受	付	入	力	照	合	決	裁	通	知

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区庁舎防火防災対策規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 9 号

江東区庁舎防火防災対策規則の一部を改正する規則

江東区庁舎防火防災対策規則（昭和 4 9 年 9 月江東区規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「防災課長」を「防災計画課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 (教)

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 1 号

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「100 分の 122.5」を「100 分の 117.5」に、「100 分の 140」を「100 分の 135」に改め、同項第 2 号中「100 分の 60」を「100 分の 57.5」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 66.25」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 2 号

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 7 項第 2 号中「、条例第 11 条の 2 第 1 項の規定による請求にあっては 3 歳に、条例第 11 条の 3 第 1 項の規定による請求にあっては」を削る。

第 29 条第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 29 条の 2 の見出しを「(子の看護等のための休暇)」に改め、同条第 1 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、「こ

の項において同じ。）」の次に「、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳、東京都が知的障害者に発行する手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号）に規定する愛の手帳をいう。）、道府県が知的障害者に発行する療育手帳（療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳をいう。）若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている子又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病を有する子であつて、満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」を加え、「」の看護」を「」の看護等」に、「又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう」を「、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園、入学若しくは卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。第 3 項において同じ」に改め、同条第 2 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同条第 3 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、「看護」を「看護等」に改める。

第 30 条の 3 第 1 項中「(昭和 24 年法律第 283 号)」、「(昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号)」、「(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)」及び「(昭和 25 年法律第 123 号)」を削り、「受けている者」を「受けている子」に改め、「(平成 26 年法律第 50 号)」を削り、同条の次に次の 4 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 30 条の 4 条例第 18 条の 4 第 1 項の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 条例第 18 条第 1 項に規定する介護休暇
- (2) 条例第 18 条の 2 第 1 項に規定する介護時間
- (3) 条例第 11 条第 2 項の規定において準用する同条第 1 項の規定による深夜勤務の制

限

- (4) 条例第 11 条の 2 第 2 項の規定において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第 11 条の 3 第 2 項の規定において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第 17 条第 1 項に規定する短期の介護休暇

第 30 条の 5 条例第 18 条の 4 第 1 項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護両立支援制度等
- (2) 介護両立支援制度等の申告先、請求先又は申請先
- (3) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 70 条の 4 第 1 項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2 条例第 18 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第 1 項の規定による場合における第 3 号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第 30 条の 6 条例第 18 条の 4 第 1 項の教育委員会規則で定める措置（第 3 号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（勤務環境の整備に関する措置）

第 30 条の 7 条例第 18 条の 5 第 1 項第 3 号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 29 条第 3 項第 1 号の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

江東区教育委員会事務局処務規則及び江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 3 号

江東区教育委員会事務局処務規則及び江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（江東区教育委員会事務局処務規則の一部改正）

第 1 条 江東区教育委員会事務局処務規則（昭和 40 年 3 月江東区教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 5 号中「近接地外出張（宿泊しない場合を除く。）」を「特別内国旅行（江東区職員の旅費支給規程（昭和 48 年 6 月江東区訓令甲第 23 号。以下「旅費支給規程」という。）第 2 条第 2 項第 2 号に規定する特別内国旅行をいう。以下同じ。）（宿泊する場合に限る。）」に改める。

第 9 条の 2 第 2 号中「近接地外出張（宿泊する場合を除く。）、近接地内出張」を「内国旅行（宿泊する場合を除く。）」に改め、同条第 3 号中「近接地外出張（宿泊をしない場合を除く。）」を「特別内国旅行」に改める。

第 10 条第 2 号中「近接地外出張（宿泊をする場合を除く。）、近接地内出張」を「普通内国旅行（旅費支給規程第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。）」に改める。

（江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第 2 条 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

[illegible][illegible]

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

訓

令

◎江東区訓令甲第 4 号

庁 中 一 般
事 業 所

江東区福祉会館処務規程（昭和 44 年 4 月江東区訓令甲第 9 号）は、廃止する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

◎江東区訓令甲第 5 号

庁 中 一 般
事 業 所

江東区福祉事務所処務規程（平成 5 年 9 月江東区訓令甲第 32 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

第 2 条の表保護第一課の項に次のように加える。

保護第五係

第 2 条の表保護第二課の項に次のように加える。

保護第五係

第 2 条の表養育支援課の項中「庶務係」を「管理運営係」に改める。

第 3 条の表保護第一課の項中

「4 社会福祉統計及び報告に関すること（保護第二課に属するものを除く。）。

5 所内他課との連絡調整に関すること。

6 所内他課に属さないこと。」

を

「4 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

に定める個別的援護事務に関すること（保護第二課及び生活応援課に属するものを除く。）。

5 社会福祉統計及び報告に関すること（保護第二課に属するものを除く。）。

6 所内他課との連絡調整に関すること。

7 所内他課に属さないこと。」

に改め、同表保護第二課の項中

「4 社会福祉統計及び報告に関すること（保護第一課に属するものを除く。）。」

を

「4 児童福祉法に定める個別的援護事務に関すること（保護第一課及び生活応援課に属するものを除く。）。

5 社会福祉統計及び報告に関すること（保護第一課に属するものを除く。）。」

に改め、同表生活応援課の項中「（昭和 22 年法律第 164 号）」を削り、「定める個別的援護事務」の次に「（保護第一課及び保護第二課に属するものを除く。）」を加える。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

◎江東区訓令甲第 6 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

支出負担行為手続規程（昭和 39 年 4 月江東区訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

別表第 1 中「別表第 1」を「別表第 1（第 4 条関係）」に改め、同表 8 の項中

「請求書
命令簿」

を

「請求書
命令簿
関係書類」

に改める。

別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2（第 4 条関係）」に改め、同表 2 の項中

「概算払内訳書」

を

「概算払内訳書
関係書類」

に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

◎江東区訓令甲第 7 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員服務規程（令和 2 年 3 月江東区訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

第 11 条第 3 項中「文書により」を「復命書（別記第 5 号様式又は別記第 5 号の 2 様式）により、」に改める。

第 14 条中「別記第 5 号様式」を「別記第 6 号様式」に、「別記第 6 号様式」を「別記第 7 号様式」に改める。

第 1 5 条中「別記第 7 号様式」を「別記第 8 号様式」に改める。

別記第 7 号様式を別記第 8 号様式とし、別記第 6 号様式を別記第 7 号様式とし、別記第 5 号様式を別記第 6 号様式とし、別記第 4 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記第5号様式 (第11条関係)

復 命 書

[illegible]

注 復命書の報告には、出張日程、宿泊先、目的等を詳細に記入すること。

添付書類等

起案	年	月	日	決裁	年	月	日	命令番号
所 属				主 管 (職 員 課 人 事 係)				副区長
課長				係長				区長
部長				課長				
				部長				

[illegible]

添付書類等

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の江東区職員服務規程の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

◎江東区訓令甲第 8 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区男女共同参画推進センター処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

江東区長 大久保 朋 果

江東区男女共同参画推進センター処務規程等の一部を改正する規程

(江東区男女共同参画推進センター処務規程の一部改正)

第 1 条 江東区男女共同参画推進センター処務規程(平成 23 年 4 月江東区訓令甲第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「近接地外出張(宿泊する場合を除く。)、近接地内出張」を「普通内国旅行(江東区職員の旅費支給規程(昭和 48 年 6 月江東区訓令甲第 23 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。)」に改める。

(江東区役所出張所処務規程の一部改正)

第 2 条 江東区役所出張所処務規程(昭和 40 年 4 月江東区訓令甲第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「近接地外出張(宿泊する場合を除く。)、近接地内出張」を「普通内国旅行(江東区職員の旅費支給規程(昭和 48 年 6 月江東区訓令甲第 23 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。以下同じ。)」に改める。

第 5 条第 1 項第 2 号中「近接地外出張(宿泊する場合を除く。)、近接地内出張」を「普通内国旅行」に改める。

(江東区役所豊洲特別出張所処務規程の一部改正)

第 3 条 江東区役所豊洲特別出張所処務規程(平成 27 年 9 月江東区訓令甲第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「近接地外出張(宿泊する場合を除く。)、近接地内出張」を「普通内国旅行(江東区職員の旅費支給規程(昭和 48 年 6 月江東区訓令甲第 23 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。)」に改める。

(江東区消費者センター処務規程の一部改正)

第 4 条 江東区消費者センター処務規程(平成 3 年 4 月江東区訓令甲第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「近接地外出張(宿泊する場合を除く。)、近接地内出張」を「普通内国旅行(江東区職員の旅費支給規程(昭和 48 年 6 月江東区訓令甲第 23 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。)」に改める。

(江東区児童館処務規程の一部改正)

第 5 条 江東区児童館処務規程(平成 31 年 4 月江東区訓令甲第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「近接地外出張(宿泊する場合を除く。)、近接地内出張」を「普通内国旅行(江東区職員の旅費支給規程(昭和 48 年 6 月江東区訓令甲第 23 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。)」に改める。

(江東区保育所処務規程の一部改正)

第 6 条 江東区保育所処務規程(昭和 36 年 4 月江東区訓令甲第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「近接地外出張(宿泊する場合を除く。)、近接地内出張」を「普通内国旅行(江東区職員の旅費支給規程(昭和 48 年 6 月江東区訓令甲第 23 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。)」に改める。

(江東区清掃事務所処務規程の一部改正)

第 7 条 江東区清掃事務所処務規程(平成 12 年 4 月江東区訓令甲第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「近接地外出張(宿泊する場合を除く。)、近接地内出張」を「普通内国旅行(江東区職員の旅費支給規程(昭和 48 年 6 月江東区訓令甲第 23 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。)」に改める。

(江東区環境学習情報館処務規程の一部改正)

第 8 条 江東区環境学習情報館処務規程(平成 19 年 2 月江東区訓令甲第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「近接地外出張(宿泊する場合を除く。)、近接地内出張」を「普通内国旅行

(江東区職員の旅費支給規程(昭和 48 年 6 月江東区訓令甲第 23 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。))に改める。

(江東区水辺と緑の事務所処務規程の一部改正)

第 9 条 江東区水辺と緑の事務所処務規程(平成 13 年 3 月江東区訓令甲第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「近接地外出張(宿泊する場合を除く。)、近接地内出張」を「普通内国旅行(江東区職員の旅費支給規程(昭和 48 年 6 月江東区訓令甲第 23 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。以下同じ。))」に改める。

第 5 条第 2 号中「近接地外出張(宿泊する場合を除く。)、近接地内出張」を「普通内国旅行」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

◎江東区訓令甲第 9 号

庁 中 一 般
事 業 所

江東区保健所処務規程(昭和 50 年 4 月江東区訓令甲第 38 号)の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

江東区長 大久保 朋 果

第 2 条の表生活衛生課の項中

「食の安全係

食品衛生第一係

食品衛生第二係」

を

「食品衛生第一係

食品衛生第二係

食品衛生第三係」

に改め、同表保健予防課の項中「コロナワクチン管理係」を「ワクチン管理係」に改める。

第 3 条の表健康推進課の部庶務係の項中

「10 災害時医療救護活動に関すること。

11 所内他の課、係等に属しないこと。」

を

「10 所内他の課、係等に属しないこと。」

に改め、同部歯科衛生担当係長の項の次に次のように加える。

災害時医療調整担当係長

1 災害時医療救護活動及びその調整に関すること。

第 3 条の表生活衛生課の部生活衛生係の項中「食の安全係及び」を削り、「食品衛生第二係」の

次に「及び食品衛生第三係」を加え、同部食の安全係の項を削り、同部食品衛生第一係、食品衛生第二係の項中「食品衛生第二係」の次に「、食品衛生第三係」を加え、「(食の安全係に属するものを除く。)」及び「及び食の安全係」を削り、同表保健予防課の部保健係の項中

「4 予防接種(がん予防に係るものを除く。)に関すること。

5 精神保健及び難病に関すること。

6 医療費の支給に関すること(公害保健係に属するものを除く。)

7 各種医療費の公費負担に関すること。

8 母子保健に関すること。

9 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和 36 年法律第 103 号)に関すること。

10 母子歯科保健に関すること。

11 課内他の係等に属しないこと。」

を

「4 精神保健及び難病に関すること。

5 医療費の支給に関すること(公害保健係に属するものを除く。)

6 各種医療費の公費負担に関すること。

7 母子保健に関すること。

8 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和 36 年法律第 103 号)に関すること。

9 母子歯科保健に関すること。

10 課内他の係等に属しないこと。」

に改め、同部コロナワクチン管理係の項を次のように改める。

ワクチン管理係

1 予防接種(がん予防に係るものを除く。)に関すること。

第 3 条の表保健予防課の項中

「接種担当係長

1 新型コロナワクチン接種の実施及び各医療機関との調整に関すること。

計画策定担当係長

1 保健衛生に係る計画の策定並びに保健衛生事業の企画及び調整に関すること。」

を

「児童福祉・母子保健連携担当係長

1 こども家庭センターに関すること。」に改める。

第 5 条の表診療放射線担当係長の項を次のように改める。

児童福祉・母子保健連携担当係長

1 こども家庭センターに関すること。

第6条の2の表中歯科保健・医療連携担当課長の項の次に次のように加える。

調整担当課長	健康部調整担当課長の職にある者
児童福祉・母子保健連携担当課長	健康部児童福祉・母子保健連携担当課長の職にある者

第9条第1号中「近接地外出張（宿泊する場合を除く。）、近接地内出張」を「内国旅行（宿泊する場合を除く。）」に改め、同条第2号中「近接地外出張（宿泊しない場合を除く。）」を「特別内国旅行（江東区職員の旅費支給規程（昭和48年6月江東区訓令甲第23号。以下「旅費支給規程」という。）第2条第2項第2号に規定する特別内国旅行をいう。）」に改める。

第10条第2号中「近接地外出張（宿泊する場合を除く。）、近接地内出張」を「普通内国旅行（旅費支給規程第2条第2項第1号に規定する普通内国旅行をいう。以下同じ。）」に改める。

第11条第2号中「近接地外出張（宿泊する場合を除く。）、近接地内出張」を「普通内国旅行」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

◎江東区訓令甲第10号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区金銭出納員、現金取扱員、給与取扱者、分任給与取扱者、物品出納員及び検査員の任命又は指定について（昭和59年3月江東区訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

江東区長 大久保 朋 果

別表第1中

政策経営部DX推進課DX推進係長	政策経営部DX推進課
------------------	------------

政策経営部DX推進課DX推進係長	政策経営部DX推進課
政策経営部新庁舎整備推進課新庁舎整備推進担当係長（庶務を担当する者に限る。）	政策経営部新庁舎整備推進課

総務部危機管理課危機管理係長	総務部危機管理課
総務部防災課防災計画係長	総務部防災課

を

総務部危機管理課防災危機管理係長	総務部危機管理課
総務部防災計画課防災計画係長	総務部防災計画課

に、

こども未来部養育支援課庶務係長

を

こども未来部養育支援課管理運営係長

に改め、同表都市整備部地下鉄8号線事業推進課地下鉄8号線事業推進係長の項を削る。

別表第2中

総務部危機管理課危機管理係	総務部危機管理課危機管理係長
総務部防災課防災計画係	総務部防災課防災計画係長

を

総務部危機管理課防災危機管理係	総務部危機管理課防災危機管理係長
総務部防災計画課防災計画係	総務部防災計画課防災計画係長

に、

福祉部介護保険課指導係
福祉部介護保険課事業者指定係

を

福祉部介護保険課指導係

に、

こども未来部養育支援課庶務係	こども未来部養育支援課庶務係長
----------------	-----------------

を

こども未来部養育支援課管理運営係	こども未来部養育支援課管理運営係長
------------------	-------------------

に改め、同表都市整備部地下鉄8号線事業推進課地下鉄8号線事業推進係の項を削る。

別表第3中

政策経営部DX推進課DX推進係長	政策経営部DX推進課
------------------	------------

を

政策経営部DX推進課DX推進係長	政策経営部DX推進課
政策経営部新庁舎整備推進課新庁舎整備推進担当係長（庶務を担当する者に限る。）	政策経営部新庁舎整備推進課

に、

総務部危機管理課危機管	総務部危機管
-------------	--------

理係長	理課
総務部防災課防災計画係長	総務部防災課

を

「 総務部危機管理課防災危機管理係長	総務部危機管理課
総務部防災計画課防災計画係長	総務部防災計画課

に、

「 こども未来部養育支援課庶務係長

を

「 こども未来部養育支援課管理運営係長

に改め、同表都市整備部地下鉄 8 号線事業推進課地下鉄 8 号線事業推進係長の項を削る。

別表第 5 中

「 政策経営部 D X 推進課 D X 推進係長	政策経営部 D X 推進課
--------------------------	---------------

を

「 政策経営部 D X 推進課 D X 推進係長	政策経営部 D X 推進課
政策経営部新庁舎整備推進課新庁舎整備推進担当係長(庶務を担当する者に限る。)	政策経営部新庁舎整備推進課

に、

「 総務部危機管理課危機管理係長	総務部危機管理課
総務部防災課防災計画係長	総務部防災課

を

「 総務部危機管理課防災危機管理係長	総務部危機管理課
総務部防災計画課防災計画係長	総務部防災計画課

に、

「 こども未来部養育支援課庶務係長

を

「 こども未来部養育支援課管理運営係長

に改め、同表都市整備部地下鉄 8 号線事業推進課地下鉄 8 号線事業推進係長の項を削る。

別表第 6 中

「 政策経営部 D X 推進課 D X 推進係長

を

「 政策経営部 D X 推進課 D X 推進係長
政策経営部新庁舎整備推進課新庁舎整備推進担当係長(庶務を担当する者に限る。)

に、

「 総務部危機管理課危機管理係長
総務部防災課防災計画係長

を

「 総務部危機管理課防災危機管理係長
総務部防災計画課防災計画係長

に改め、同表保健所生活衛生課試験検査係長の項を削り、同表中

「 こども未来部養育支援課庶務係長

を

「 こども未来部養育支援課管理運営係長

に改め、同表都市整備部地下鉄 8 号線事業推進課地下鉄 8 号線事業推進係長の項を削る。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

◎江東区訓令甲第 1 1 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員の旅費支給規程(昭和 4 8 年 6 月江東区訓令甲第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

江東区長 大久保 朋 果

第 3 条を削り、第 2 条中「第 2 条第 1 項第 5 号」を「第 2 条第 4 号」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(用語)

第 2 条 この規程において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通内国旅行 宿泊を要しない内国旅行であつて、鉄道賃、船賃及びその他の交通費のうち、運賃(運賃の等級が区分されない場合に限る。)のみ要する出張をいう。
- (2) 特別内国旅行 内国旅行のうち、普通内国旅行以外の旅行をいう。
- (3) 普通内国旅費 普通内国旅行の旅費をいう。
- (4) 特別内国旅費 特別内国旅行の旅費をいう。
- (5) 外国旅費 外国旅行の旅費をいう。
- (6) 赴任旅費 赴任に係る旅費をいう。

第 4 条を次のように改める。

(旅行依頼に係る旅費)

第 4 条 条例第 3 条第 4 項の規定により支給する旅費は、職員の出張の例に準じて計算した旅費とする。

第 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「鉄道賃、船賃及び車賃の実費額並びに鉄道 5 0 キロメートル以上の場合には普通急行料金を、1 0 0 キロメ

一トール以上の場合には特別急行料金」を「旅費」に改め、同条第1項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号を削り、同項第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項を削り、同条を第26条とする。

第8条第1項中「に支給する旅費は、別表第2のとおりとする」を「には、旅費を支給する」に改め、同条第2項中「区長が認めた」を「江東区長(以下「区長」という。)が認めた」に、「種類」を「種目」に改め、同条を第25条とする。

第6条から第7条の2までを削る。

第5条の3の見出し中「清算手続」を「精算に係る期間」に改め、同条中「第13条の2第2項」を「第7条第2項」に、「会計規則に規定する」を「江東区会計事務規則(昭和39年3月江東区規則第13号)に定める」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の14条を加える。

(給与の種類)

第11条 条例第7条第4項及び第26条第2項に規定する給与の種類は、江東区職員の給与に関する条例(昭和30年4月江東区条例第7号。以下「給与条例」という。)に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第12条 条例第9条第1項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

(船賃に係る船舶)

第13条 条例第10条第1項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(航空賃に係る航空機)

第14条 条例第11条第1項に規定する任命権

者が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

2 条例第11条第3項に規定する任命権者が定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動とする。

(宿泊費基準額等)

第15条 条例第13条に規定する任命権者が定める額は、財務省令別表第2に定める職務の級が10級以下の者に相当する額とする。

2 条例第13条ただし書に規定する任命権者が定める場合は、内国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択していると認めるときとする。

3 条例第13条ただし書に規定する任命権者が定める場合は、外国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (2) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

(宿泊手当の定額等)

第16条 条例第15条に規定する任命権者が定める1夜当たりの定額は、財務省令別表第3に定める額とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、財務省令別表第3に定める額とする。た

だし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の 3 分の 1 の額とする。

- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前 3 項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費の算定方法等）

第 17 条 条例第 16 条に規定する任命権者が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。
- 2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の区費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前 2 項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第 18 条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）における在勤庁の変更に伴う旅行については、職員のための公設宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

（渡航雑費の細則）

第 19 条 条例第 19 条に規定する任命権者が定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 保険料
- (2) 医薬品の購入に係る費用
- (3) 携行品の購入に係る費用

- (4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

- (5) 条例第 19 条に規定する費用に類する又は付随する費用

- (6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして任命権者が定める費用

（退職者等の旅費の細則）

第 20 条 条例第 21 条第 1 項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

- (2) 条例第 3 条第 2 項第 4 号の規定により旅費を支給する場合（本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合に限る。）には、出張の例に準じ、退職等となる前の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

（遺族等の旅費の細則）

第 21 条 条例第 22 条に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 本邦在勤の職員が条例第 3 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

- (2) 条例第 3 条第 2 項第 3 号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に

旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

- (3) 条例第 3 条第 2 項第 5 号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第 2 条第 6 号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(通勤手当との調整)

第 2 2 条 旅行者が給与と条例第 1 4 条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(本邦通過の場合の旅費)

第 2 3 条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、外国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

(年度経過による区分)

第 2 4 条 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

第 5 条の 2 を削る。

第 5 条の見出し中「記載事項」の次に「又は記録事項」を加え、同条第 1 項中「第 4 条第 5 項」を「第 4 条第 4 項」に改め、同条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 普通内国旅行の旅行命令簿 普通内国旅行命令簿（別記第 1 号様式）
- (2) 特別内国旅行の旅行命令簿 特別内国旅行命令簿（別記第 2 号様式）
- (3) 外国旅行の旅行命令簿 外国旅行命令簿（別記第 3 号様式）

第 5 条を第 7 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(旅行命令等の変更の申請)

第 8 条 旅行者は、条例第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を

提出しなければならない。

(旅費請求手続の様式)

第 9 条 条例第 7 条第 1 項に規定する請求書の種類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 普通内国旅費を請求する場合 普通内国旅費請求内訳書兼領収書
- (2) 赴任旅費を除く特別内国旅費を請求する場合 特別内国旅費請求内訳書及び特別内国旅費領収書兼精算書
- (3) 赴任旅費を請求する場合 赴任旅費請求内訳書兼領収書
- (4) 外国旅費を請求する場合 外国旅費請求内訳書兼領収書
- (5) 条例第 3 条第 2 項（第 1 号及び第 4 号を除く。）に係る旅費を請求する場合 死亡時旅費請求内訳書兼領収書
- (6) 条例第 3 条第 6 項に係る旅費を請求する場合 旅費損失請求内訳書兼領収書
- (7) 条例第 3 条第 7 項に係る旅費を請求する場合 旅費喪失請求内訳書兼領収書

2 前項第 1 号の請求は、システムに次に掲げる事項を記録して行うものとする。

- (1) 旅行年月日
- (2) 旅行時間
- (3) 旅行先及び旅行用務
- (4) 旅行経路
- (5) 旅費

3 第 1 項第 1 号の規定による請求がシステムにより難しい場合及び第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定による請求の場合は、次に掲げる様式により行う。

- (1) 普通内国旅費請求内訳書兼領収書（別記第 4 号様式）
- (2) 特別内国旅費請求内訳書（別記第 5 号様式）
- (3) 特別内国旅費領収書兼精算書（別記第 6 号様式）
- (4) 赴任旅費請求内訳書兼領収書（別記第 7 号様式）
- (5) 外国旅費請求内訳書兼領収書（別記第 8 号様式）
- (6) 旅費損失請求内訳書兼領収書（別記第 9 号様式）
- (7) 旅費喪失請求内訳書兼領収書（別記第 1 0 号様式）

4 条例第 7 条第 1 項に規定する必要な資料の種類は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号。以下「財務省令」という。）

別表第 6 に準じて支出担当者等が必要と認めるものとする。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第 5 条 条例第 3 条第 6 項に規定する任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第 3 条第 2 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
 - (2) 条例第 3 条第 1 項及び第 2 項 (第 1 号及び第 4 号に係る部分に限る。) の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第 16 条、第 18 条第 1 項及び第 21 条第 2 項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- 2 条例第 3 条第 6 項に規定にする任命権者が定めるものは、条例第 24 条第 2 項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。
- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費 (家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。) については、条例第 9 条第 1 項各号、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号及び第 12 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
 - (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費 (宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費 (宿泊手当に相当する部分を除く。)、及び渡航雑費については、当該各種目について条例第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 19 条並びに条例第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
 - (3) 前 2 号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額 (旅費額を喪失した場合における旅費)

第 6 条 条例第 3 条第 7 項に規定する任命権者が定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第 3 条第 7 項に規定する者の責めに帰することができない事情
 - (2) 前条第 1 項第 2 号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情
- 2 条例第 3 条第 7 項に規定する任命権者が定める金額は、次に掲げる金額とする。
- (1) 現に所持していた旅費額 (交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。) の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
 - (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額
- 別表第 1 及び別表第 2 を削る。
- 別記第 1 号様式から別記第 4 号様式 (甲) までを次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 7 条関係)

起案 年 月 日			決裁 年 月 日			命令番号		
所 属			給与取扱者	出勤簿整理	主 管		副区長	区長
係長	課長	部長			係員	係長		

特 別 内 国 旅 行 命 令 簿

所属	課	係	職 階 名	職員番号
			給料表 () 級	氏 名
出張用務				
出張月日	用 務 内 容			出 張 先 宿 泊 地
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

旅費	概算払	百	十	万	千	百	十	円
	精算払							

摘 要

別記第 3 号様式 (第 7 条関係)

起案 年 月 日			決裁 年 月 日		命令番号	
所 属			給与取扱者	出勤簿整理	主 管	
係長	課長	部長			係員	係長

外 国 旅 行 命 令 簿

所 属		課	係	職 階 名	職 員 番 号
				給料表 () 級	氏 名
出張用務					
出張月日		用 務 内 容			出 張 先
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					

旅費	概算払	百	十	万	千	百	十	円
	精算払							

摘 要

別記第 6 号様式の次に次の 4 様式を加える。

別記第7号様式（第9条関係）

赴任経費請求書内訳書兼収書					職員番号・氏名	受領印	精算印
概算額	精算額	追給額	返額	返納額	職別名	級号給	
44	44		44	44			

旅行 月日(地名・駅名)	出発 月日(地名・駅名)	到着・滞在 月日(地名・駅名)	旅費内訳										旅後滞在費			合計額	
			鉄道賃				航空賃	船賃	その他の 交通費	宿泊手当	宿泊費	包括宿泊費	転居費				
運賃	特別車両 等料金	急行料金	座席指定 料金	料金													実費額
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、				夜	夜					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円
			、	、	、	、	、		</								

[illegible]

外國旅費請求內訳書種別収書

[illegible]

旅 費 内 訳		渡 航 雑 費									
予防接種に 係る費用		唐券交付 手数料	旅券査証 手数料	外貨交換 手数料	入出国税	保険料	医薬品	携行品	健康診断 受診料	その他	計
					円	円	円	円	円	円	円

[illegible]

請求印○ 受領印○

156

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の江東区職員の旅費支給規程（以下「新規程」という。）の規定は、施行日以後に江東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年 3 月江東区条例第 7 号。以下「改正条例」という。）による改正後の江東区職員の旅費に関する条例（昭和 30 年 4 月江東区条例第 8 号。以下「新条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の江東区職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新規程第 20 条及び第 21 条の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新規程第 5 条及び第 6 条の規定は、新条例第 3 条第 6 項及び第 7 項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

訓 令 (教)

◎江東区教育委員会訓令甲第 1 号

教育委員会事務局
区 立 小 学 校
区 立 中 学 校
区立義務教育学校
区 立 幼 稚 園
教 育 セ ン タ ー
図 書 館

江東区教育センター処務規程及び江東区立図書館処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日

江東区教育委員会

江東区教育センター処務規程及び江東区立図書館処務規程の一部を改正する規程

(江東区教育センター処務規程の一部改正)

第 1 条 江東区教育センター処務規程(昭和 4 9 年 3 月江東区教育委員会訓令甲第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「近接地外出張(宿泊する場合を除く。)、近接地内出張」を「普通内国旅行(江東区職員の旅費支給規程(昭和 4 8 年 6 月江東区訓令甲第 2 3 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。)」に改める。

(江東区立図書館処務規程の一部改正)

第 2 条 江東区立図書館処務規程(平成 3 年 9 月江東区教育委員会訓令甲第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「近接地外出張(宿泊する場合を除く。)、近接地内出張」を「普通内国旅行(江東区職員の旅費支給規程(昭和 4 8 年 6 月江東区訓令甲第 2 3 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する普通内国旅行をいう。以下同じ。)」に改め、同条第 2 項第 2 号中「近接地外出張(宿泊する場合を除く。)、近接地内出張」を「普通内国旅行」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

◎江東区教育委員会訓令甲第 2 号

教育委員会事務局
区 立 小 学 校
区 立 中 学 校
区立義務教育学校
区 立 幼 稚 園

江東区立学校事案決定規程(平成 1 2 年 3 月江東区教育委員会訓令甲第 2 号)の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

江東区教育委員会

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

別表の 2 の項中「近接地外の出張」を「内国旅行」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

◎江東区教育委員会訓令甲第 3 号

教育委員会事務局

区 立 幼 稚 園

江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程(平成 1 2 年 3 月江東区教育委員会訓令甲第 4 号)の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

江東区教育委員会

第 3 条を削り、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(用語)

第 2 条 この規程において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 普通内国旅行 宿泊を要しない内国旅行であつて、鉄道賃、船賃及びその他の交通費のうち、運賃(運賃の等級が区分されない場合に限る。)のみ要する出張をいう。

(2) 特別内国旅行 内国旅行のうち、普通内国旅行以外の旅行をいう。

(3) 普通内国旅費 普通内国旅行の旅費をいう。

(4) 特別内国旅費 特別内国旅行の旅費をいう。

(5) 外国旅費 外国旅行の旅費をいう。

(6) 赴任旅費 赴任に係る旅費をいう。

第 4 条を次のように改める。

(旅行依頼に係る旅費)

第 4 条 条例第 3 条第 4 項の規定により支給する旅費は、職員の出張の例に準じて計算した旅費とする。

第 1 1 条第 1 項各号列記以外の部分中「各号」の次に「のいずれか」を加え、「鉄道賃、船賃及び車賃の実費額並びに鉄道 5 0 キロメートル以上の場合には普通急行料金、鉄道 1 0 0 キロメートル

以上の場合には特別急行料金を「旅費」に改め、同項第 2 号を削り、同項中第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同条第 2 項を削り、同条を第 2 6 条とする。

第 1 0 条第 1 項中「に支給する旅費は、別表のとおりとする」を「には、旅費を支給する」に改め、同条第 2 項中「種類」を「種目」に改め、同条を第 2 5 条とする。

第 8 条及び第 9 条を削る。

第 7 条の見出し中「清算手続」を「清算に係る期間」に改め、同条中「第 1 3 条の 2 第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に、「会計規則に規定する」を「江東区会計事務規則（昭和 3 9 年 3 月江東区規則第 1 3 号）に定める」に改め、同条を第 1 0 条とし、同条の次に次の 1 4 条を加える。

（給与の種類）

第 1 1 条 条例第 7 条第 4 項及び第 2 6 条第 2 項に規定する給与の種類は、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年 3 月江東区条例第 4 8 号。以下「給与条例」という。）に規定する給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

（鉄道賃に係る鉄道）

第 1 2 条 条例第 9 条第 1 項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前 2 号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第 1 3 条 条例第 1 0 条第 1 項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機）

第 1 4 条 条例第 1 1 条第 1 項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 2

条第 1 8 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

2 条例第 1 1 条第 3 項に規定する任命権者が定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が 8 時間以上の移動とする。

（宿泊費基準額等）

第 1 5 条 条例第 1 3 条に規定する任命権者が定める額は、財務省令別表第 2 に定める職務の級が 1 0 級以下の者に相当する額とする。

2 条例第 1 3 条ただし書に規定する任命権者が定める場合は、内国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択していると認めるときとする。

3 条例第 1 3 条ただし書に規定する任命権者が定める場合は、外国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (2) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

（宿泊手当の定額等）

第 1 6 条 条例第 1 5 条に規定する任命権者が定める 1 夜当たりの定額は、財務省令別表第 3 に定める額とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の 3 分の 2 の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の 3 分の 1 の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、財務省令別表第 3 に定める額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及

び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の 3 分の 1 の額とする。

- 4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前 3 項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

第 17 条 条例第 16 条に規定する任命権者が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

- 2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の区費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前 2 項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第 18 条 同一市町村内(東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内)における在勤庁の変更に伴う旅行については、職員のための公設宿舍への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(渡航雑費の細則)

第 19 条 条例第 19 条に規定する任命権者が定める費用は、次に掲げる費用(公務のため特に必要とするものに限る。)とする。

- (1) 保険料
- (2) 医薬品の購入に係る費用
- (3) 携行品の購入に係る費用
- (4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

- (5) 条例第 19 条に規定する費用に類する又は付随する費用

- (6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして任命権者が定める費用

(退職者等の旅費の細則)

第 20 条 条例第 21 条第 1 項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

- (2) 条例第 3 条第 2 項第 4 号の規定により旅費を支給する場合(本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合に限る。)には、出張の例に準じ、退職等となる前の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族等の旅費の細則)

第 21 条 条例第 22 条に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 本邦在勤の職員が条例第 3 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地(外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地)と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

- (2) 条例第 3 条第 2 項第 3 号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)

(3) 条例第 3 条第 2 項第 5 号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第 2 条第 6 号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(通勤手当との調整)

第 2 2 条 旅行者が給与条例第 1 5 条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(本邦通過の場合の旅費)

第 2 3 条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、外国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

(年度経過による区分)

第 2 4 条 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

第 6 条を削る。

第 5 条の見出し中「記載事項」の次に「又は記録事項」を加え、同条第 1 項中「第 4 条第 5 項」を「第 4 条第 4 項」に改め、同条第 2 項各号を次のように改める。

(1) 普通内国旅行の旅行命令簿 普通内国旅行命令簿（別記第 1 号様式）

(2) 特別内国旅行の旅行命令簿 特別内国旅行命令簿（別記第 2 号様式）

(3) 外国旅行の旅行命令簿 外国旅行命令簿（別記第 3 号様式）

第 5 条を第 7 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(旅行命令等の変更の申請)

第 8 条 旅行者は、条例第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(旅費請求手続の様式)

第 9 条 条例第 7 条第 1 項に規定する請求書の種類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 普通内国旅費を請求する場合 普通内国旅費請求内訳書兼領収書

(2) 赴任旅費を除く特別内国旅費を請求する場合 特別内国旅費請求内訳書及び特別内国旅費領収書兼精算書

(3) 赴任旅費を請求する場合 赴任旅費請求内訳書兼領収書

(4) 外国旅費を請求する場合 外国旅費請求内訳書兼領収書

(5) 条例第 3 条第 2 項（第 1 号及び第 4 号を除く。）に係る旅費を請求する場合 死亡時旅費請求内訳書兼領収書

(6) 条例第 3 条第 6 項に係る旅費を請求する場合 旅費損失請求内訳書兼領収書

(7) 条例第 3 条第 7 項に係る旅費を請求する場合 旅費喪失請求内訳書兼領収書

2 前項第 1 号の請求は、システムに次に掲げる事項を記録して行うものとする。

(1) 旅行年月日

(2) 旅行時間

(3) 旅行先及び旅行用務

(4) 旅行経路

(5) 旅費

3 第 1 項第 1 号の規定による請求がシステムにより難しい場合及び第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定による請求の場合は、次に掲げる様式により行う。

(1) 普通内国旅費請求内訳書兼領収書（別記第 4 号様式）

(2) 特別内国旅費請求内訳書（別記第 5 号様式）

(3) 特別内国旅費領収書兼精算書（別記第 6 号様式）

(4) 赴任旅費請求内訳書兼領収書（別記第 7 号様式）

(5) 外国旅費請求内訳書兼領収書（別記第 8 号様式）

(6) 旅費損失請求内訳書兼領収書（別記第 9 号様式）

(7) 旅費喪失請求内訳書兼領収書（別記第 1 0 号様式）

4 条例第 7 条第 1 項に規定する必要な資料の種類は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号。以下「財務省令」という。）別表第 6 に準じて支出担当者等が必要と認めるものとする。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第 5 条 条例第 3 条第 6 項に規定する任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第 3 条第 2 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
 - (2) 条例第 3 条第 1 項及び第 2 項（第 1 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第 16 条、第 18 条第 1 項及び第 21 条第 2 項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- 2 条例第 3 条第 6 項に規定にする任命権者が定めるものは、条例第 24 条第 2 項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。
- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第 9 条第 1 項各号、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号及び第 12 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
 - (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について条例第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 19 条並びに条例第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
 - (3) 前 2 号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額（旅費額を喪失した場合における旅費）

第 6 条 条例第 3 条第 7 項に規定する任命権者が定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第 3 条第 7 項に規定する者の責めに帰することができない事情
 - (2) 前条第 1 項第 2 号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情
- 2 条例第 3 条第 7 項に規定する任命権者が定める金額は、次に掲げる金額とする。
- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
 - (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額
- 別表を削る。
- 別記第 1 号様式から別記第 4 号様式（甲）までを次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 7 条関係)

起案	年	月	日	決裁	年	月	日	命令番号
所	属	給与取扱者	出勤簿整理	主 管				教育長
	閣長			係員	係長	課長	部長	

特 別 内 国 旅 行 命 令 簿

所属		職層名	職員番号
		給料表 () 級	氏 名
出張用務			
出張月日	用 務 内 容	出 張 先	宿 泊 地
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			

旅費	概算払	百	十	万	千	百	十	円
	精算払							

摘 要

別記第 3 号様式 (第 7 条関係)

起案 年 月 日		決裁 年 月 日		命令番号	
所 属	給与取扱者	出勤簿整理	主 管		教育長
園長			係員	係長	課長
					部長

外 国 旅 行 命 令 簿

所属		職層名	職員番号
		給料表 () 級	氏 名
出張用務			
出張月日	用 務 内 容	出 張 先	宿 泊 地
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			

旅費	概算払	百	十	万	千	百	十	円
	精算払							

摘 要

別記第 4 号様式 (第 9 条関係)

普通内国旅費請求内訳書兼領収書 (年 月 分)				所 属 氏 名		命令簿照合		受領印	
日	時	旅行時間	旅行用務	旅行先	経 路 (出発駅一経由一到着駅)	交通費		計	
						鉄道賃	その他の 交通費等		
		時 分から							
		時 分まで							
		時 分から							
		時 分まで							
		時 分から							
		時 分まで							
		時 分から							
		時 分まで							
		時 分から							
		時 分まで							
		時 分から							
		時 分まで							
		時 分から							
		時 分まで							
		時 分から							
		時 分まで							
		時 分から							
		時 分まで							
		時 分から							
		時 分まで							
		時 分から							
		時 分まで							
									合 計
									総 計

() 名

別記第 4 号様式 (乙) を削る。
 別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式を次のよう
 に改める。

別記第6号様式の次に次の4様式を加える。

別記第7号様式（第9条関係）

赴任旅費請求内訳書 兼 個 収 書						所属	
概 算 額	精 算 額	追 給 額	返 納 額	職 務 名	職員番号・氏名	受領印	精算印
円	円		円	四			

[illegible][illegible]

[illegible]

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程（以下「新規程」という。）の規定は、施行日以後に江東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年 3 月江東区条例第 7 号。以下「改正条例」という。）による改正後の江東区職員の旅費に関する条例（昭和 30 年 4 月江東区条例第 8 号。以下「新条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の江東区職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新規程第 20 条及び第 21 条の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新規程第 5 条及び第 6 条の規定は、新条例第 3 条第 6 項及び第 7 項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

訓 令 (監)

◎江東区監査委員訓令甲第 1 号

監査事務局

江東区監査事務局処務規程（昭和 4 0 年 4 月江東区監査委員訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	佐 竹 としこ
同	やしきだ 綾香
同	河 野 清 史

第 5 条第 3 号中「近接地外出張（宿泊しない場合を除く。）」を「特別内国旅行（江東区職員の旅費支給規程（昭和 4 8 年 6 月江東区訓令甲第 2 3 号）第 2 条第 2 項第 2 号に規定する特別内国旅行をいう。）（宿泊する場合に限る。）」に改める。

第 6 条第 3 号中「近接地外出張（宿泊する場合を除く。）、近接地内出張」を「内国旅行（宿泊する場合を除く。）」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 （ 議 ）

◎江東区議会訓令第 1 号

江東区議会事務局

江東区議会の個人情報の保護に関する条例施行
規程（令和 5 年 3 月江東区議会訓令第 1 号）の
一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 1 2 日

江東区議会議長 山 本 香代子

第 3 条第 6 号中「保険者番号及び加入者等記
号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、
同条第 7 号中「保険者番号及び組合員等記号・番
号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第
8 号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を
「被保険者記号・番号等」に改め、同条第 1 0 号
中「番号」の次に「又は同法第 9 5 条の 2 第 2 項
第 1 号の免許情報記録の番号」を加え、同条第 1
1 号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を
「組合員等記号・番号等」に改め、同条第 1 4 号
中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者
番号等」に改める。

第 5 条第 2 項中「次に定める」を「次に掲げる」
に改める。

第 8 条第 8 項第 1 号及び第 2 号中「又は報酬、」
を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又
は」に改める。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「、健康保険の被保険
者証」を削る。

第 1 1 条の見出し中「通知」を「際に通知すべ
き事項」に改める。

別記第 1 号様式、別記第 1 0 号様式及び別記第
1 6 号様式中

「☐運転免許証 ☐健康保険の被保険者証」

を

「☐運転免許証 ☐健康保険の被保険者証」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令達の日から施行する。ただし、
第 3 条第 1 0 号の改正規定は、道路交通法の一
部を改正する法律（令和 4 年法律第 3 2 号）附
則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（令和
7 年 3 月 2 4 日）から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前
の江東区議会の個人情報の保護に関する条例施
行規程の別記様式による用紙で、現に残存する

ものは、所要の修正を加え、なお使用すること
ができる。

3 この規程の施行の際現にこの規程による改正
前の江東区議会の個人情報の保護に関する条例
施行規程の規定に基づいて提出されている書類
は、この規程による改正後の江東区議会の個人
情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づ
いて提出された書類とみなす。

◎江東区議会訓令第 2 号

江東区議会事務局

江東区議会事務局処務規程（昭和 4 1 年 4 月江
東区議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正
する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

江東区議会議長 山 本 香代子

第 4 条第 1 号中「近接地外出張（宿泊する場合
を除く。）、近接地内出張」を「内国旅行（宿泊
する場合を除く。）」に改め、同条第 2 号中「及び第
4 項」を「から第 5 項まで」に、「の近接地外出張
（宿泊しない場合を除く。）」を「（以下「所属職員」
という。）の特別内国旅行（江東区職員の旅費支給
規程（昭和 4 8 年 6 月江東区訓令第 2 3 号。以
下「旅費支給規程」という。）第 2 条第 2 項第 2 号
に規定する特別内国旅行をいう。）（宿泊する場合
に限る。）」に改める。

第 5 条第 2 号中「近接地外出張（宿泊する場合
を除く。）、近接地内出張」を「内国旅行（宿泊
する場合を除く。）」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

